

特 269
107

統制例規輯 (鐵及非鐵金屬の部)



始



107

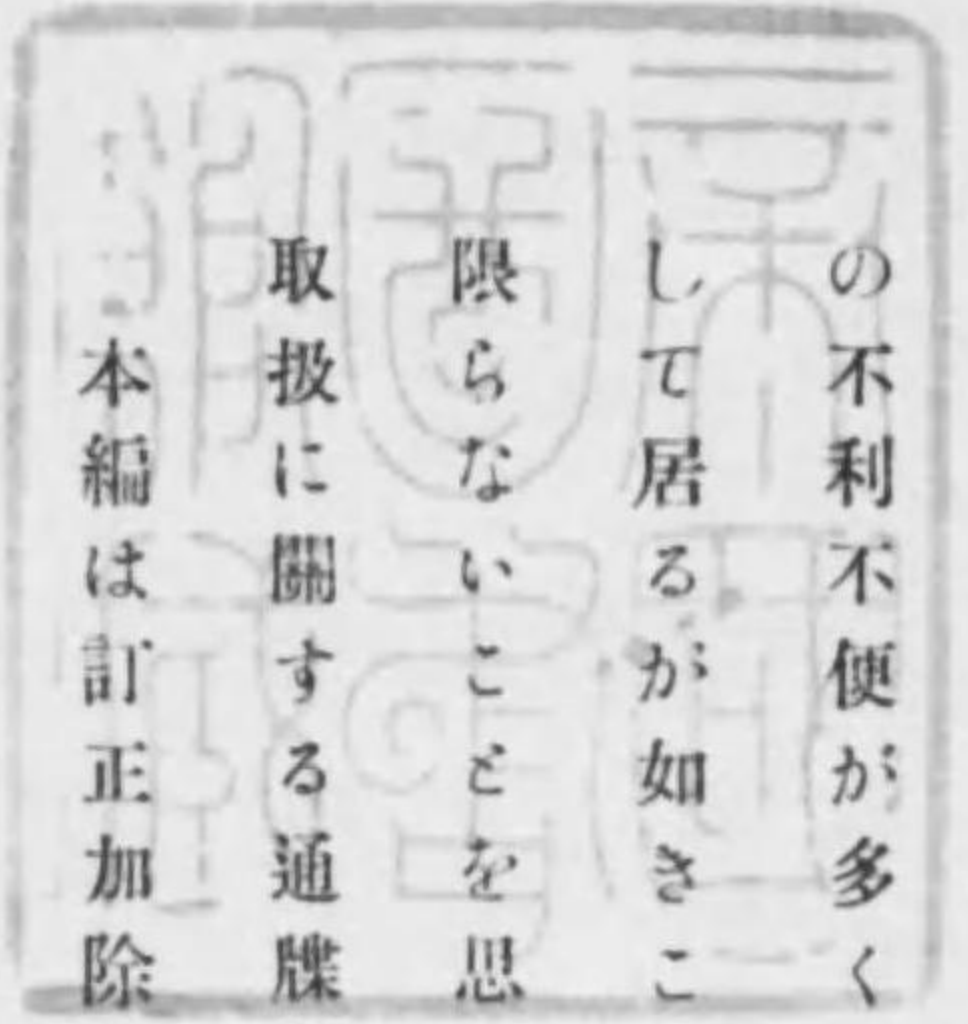
統制例輯 (鐵及非鐵金屬の部)



第 269
107

緒 言

最近支那事變進展の結果軍需資材の充足を計る必要上各種物資の使用制限乃至禁止等の所謂統制規則が出て居るが一般に之等の規則を熟知し居らない爲に非常の不利不便が多く又仲には規則のあることすら承知せず不知の間に違反を敢へてして居るが如きことも尠からずあつて如斯状態では由々敷問題を惹起せないことも限らないことを思ひ之等關係業者の爲取敢鐵及非鐵金屬に關する諸規則竝に之が取扱に關する通牒等を集録刊行することとしたのである。



本編は訂正加除を自由にする便宜の爲テークジョイン式としたのである。何卒關係業者各位は本編を熟讀せられ苟しくも統制違反等無き様注意せられむことを切望する次第である。

昭和十三年八月

編 者 識



目次

昭和一二、九、二〇 輸出入品等ニ關スル臨時措置法	一
鐵の部	
昭和一二、六、二〇 鐵鋼配給統制規則	一
昭和一二、六、一七 鐵鋼配給統制ニ關スル件	五
鋼材種類別寸法表	
昭和一二、七、一六 鐵鋼配給統制規則施行ニ關スル件	二五
昭和一二、八、二二 鐵鋼ノ配給統制ニ關スル件	二九
昭和一二、八、一三 魚船ニ對スル鐵鋼配給順位	三一
昭和一二、八、二〇 輸出鐵鋼製品ノ製造用鋼材並ニ銑鐵配給ニ關スル件	三三
昭和一二、八、二九 鐵鋼配給統制ニ關スル件	三五
昭和一二、九、二 鋼材短尺物取扱ニ關スル件	四七
昭和一二、四、二五 銑鐵鑄物ノ製造制限規則	四九
昭和一二、四、二五 銑鐵鑄物ノ製造制限物品指定ノ件	五〇
昭和一二、六、二九 銑鐵鑄物製造制限規則改正ノ件	五一

昭和二三、六、二九 商工省告示第一六五號	銑鐵鑄物ノ製造制限物品追加指定ノ件	五二
昭和二三、五、一三 兵商第二八三九號ノ一	銑鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件	五三
昭和二三、七、二五 兵商第五〇三二號ノ一	銑鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件	五五
昭和二三、七、八 商工省令第四九號	鐵鋼製品ノ製造制限規則	五七
昭和二三、七、八 商工省告示第一八〇號	鐵鋼製品ノ製造制限物品指定ノ件	五八
昭和二三、八、二二 兵商第五二七二號ノ二	鐵鋼製品ノ製造制限ニ關スル件	六二
昭和二三、二〇、二四 商工省令第二四號	鐵鋼工作物築造許可規則	六七
昭和二三、七、一一 商工省告示第一八七號	許可ヲ要セザル鐵鋼工作物ノ種類指定ノ件	七〇
昭和二三、七、二一 兵商第四八六九號ノ一	鐵鋼工作物築造許可規則改正ノ件	七二
昭和二三、七、二〇 商工省令第六〇號	工作機械供給制限規則	七五
非鐵金屬ノ部		
昭和二三、二、二八 商工省令第二八號	銅使用制限規則	一
昭和二三、三、三 商工省令第六八號改正	銅使用制限規則	一
昭和二三、八、一 商工省令第七三號改正	銅使用規則改正ノ件	九
昭和二三、八、二七 兵商第六三三六號	銅使用制限規則ニ關スル件	一七
昭和二三、七、一 兵商第七〇七一號	鉛、亞鉛、錫等使用制限規則	二

輸出入品等ニ關スル臨時措置法

(昭和十二年九月十日法律第九十二號)

- 第一條** 政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ物品ヲ指定シ輸出又ハ輸入ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得
- 第二條** 政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ輸入ノ制限其ノ他ノ事由ニ因リ需給關係ノ調整ヲ必要トスル物品ニ付左ノ措置ヲ爲スコトヲ得
- 一、命令ノ定ムル所ニ依リ當該物品ヲ原料トスル製品ノ製造ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限ヲ爲スコト
 - 二、當該物品又ハ之ヲ原料トスル製品ノ配給讓渡使用又ハ消費ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコト
- 第三條** 政府ハ第一條ノ制限若ハ禁止又ハ前條ノ命令若ハ處分ニ關係アル事項ニ付報告ヲ徴シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲スコトヲ得
- 第四條** 第一條ノ規定ニ依リテ爲ス制限又ハ禁止ニ違反シテ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス
- 前項ノ場合ニ於テハ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル物品ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノヲ沒收スルコトヲ得

若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價格ヲ追徴スルコトヲ得

第五條 第二條ノ規定ニ依ル命令若ハ處分又ハ其ノ命令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル者ハ一年以下ノ微
役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條 第三條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ
六月以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ政府ニ提出スル許可ノ申請書其ノ他ノ書類ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者亦
同ジ

第七條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前
三條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前三條ノ罰金刑ヲ科ス

第八條 本法ノ罰則ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其他ノ
從業者カ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人又ハ其ノ代理人
使用人、其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ支那事變終了後一年內ニ之ヲ廢止スルモノトス

鐵 道 部

商工省令第三十三號

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ鐵鋼配給統制規則左ノ通り定ム

昭和十三年六月二十日

商工大臣 池田 成彬

鐵鋼配給統制規則

第一條 本則ニ於テ鐵鋼トハ普通銑鐵（鑄鐵管ヲ含ム）及普通壓延鋼材ヲ謂フ

第二條 鐵鋼ノ製造業者又ハ販賣業者（シヤリング業者ヲ含ム以下同ジ）ハ官廳、公共團體又ハ商工大臣ノ指定シタル團體（以下統制團體ト稱ス）ニ於テ發行スル鐵鋼割當證明書ト引換フルニ非ザレバ鐵鋼ヲ使用スルモノニ對シ鐵鋼ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限リニアラズ

一、左ノ各號ノ一ニ該當スル鐵鋼ヲ販賣スルトキ

イ、御 料 品

ロ、官廳ニ於テ購入スルモノ

ハ、公共團體ニ於テ購入スルモノ

二、製鐵用原料又ハ材料トシテ製鐵事業者ニ鐵鋼ヲ販賣スルトキ

三、天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ鐵鋼割當證明書ニ依ルコトヲ得ザルトキ

第三條 造船業、鐵道業、電氣事業、土木建築請負業、瓦斯事業、水道事業、石油業、鑛業製鐵事業、機械器具製造事業其ノ他鐵鋼ヲ使用スル事業ヲ營ム者其ノ事業ノ用ニ供スル鐵鋼ヲ購入セントスルトキハ當該事業ノ主務官廳、地方長官又ハ總統團體ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受クベシ

但シ軍用ノ工作物（建築物ヲ含ム以下同ジ）ノ築造用鐵鋼又ハ軍需品製造工場ニシテ陸軍大臣若クハ海軍大臣ノ認定ヲ受ケタルモノノ軍需品製造用鐵鋼ノ購入ニ付テハ此ノ限リニアラズ

官廳又ハ公共團體ノ工作物ノ築造ヲ請負ヒタル者又ハ軍需品製造ノ注文ヲ受ケタル者ハ前項ノ鐵鋼割當證明書ノ外當該官廳又ハ公共團體ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受クベシ

第四條 前條第一項ノ規定ニ依リ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケタル者當該鐵鋼ヲ使用スル工作物ノ築造又ハ當該鐵鋼ヲ原料若クハ材料トスル製品ノ製造若クハ加工ヲ他人ニ請負ハシメタル場合ニ於テ當該請負人鐵鋼ヲ購入スルトキハ其ノ者ニ當該鐵鋼割當證明書ヲ交付スベシ

前項ノ場合ニ於テ注文者ハ請負契約ノ要旨ヲ記載シタル書面及鐵鋼割當證明書ノ寫ヲ自己ノ屬スル統制團體及請負人ノ屬スル統制團體ニ提出スベシ

第五條 土木建築用ノ鐵鋼ヲ購入セントスル築造主ハ第三條第一項ノ鐵鋼割當證明書ノ外土木建築請負業

者ノ統制團體ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受クベシ但シ統制團體ニ屬スル者（土木建築請負業者ヲ除ク）ガ自ラ土木建築工事ヲ執行スル場合ニ於テハ此ノ限リニアラズ

第六條 土木建築請負業者又ハ機械器具製造事業者第三條第二項又ハ第四條ノ規定ニ依リ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケタルトキハ第三條第一項ノ鐵鋼割當證明書ニ添付シ之ヲ鐵鋼ノ製造業者又ハ販賣業者ニ提出スベシ

第七條 統制團體ハ商工大臣ノ定ムル數量ノ限度内ニ於テ鐵鋼割當證明書ヲ發行スルコトヲ要ス
公共團體ハ地方長官ノ定ムル數量ノ限度内ニ於テ鐵鋼ヲ購入シ又ハ鐵鋼割當證明書ヲ發行スルコトヲ要ス

第八條 鐵鋼割當證明書ト引換ヘ購入シタル鐵鋼ハ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ
但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限リニアラズ

第九條 鐵鋼ノ製造業者又ハ販賣業者ハ其ノ引換ヘタル鐵鋼割當證明書ヲ引換後遲滯ナク商工大臣ノ指定シタル者又ハ團體ヲ經由シ商工大臣ニ提出スベシ

第十條 鐵鋼ノ販賣業者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置クベシ

一、購入シタル鐵鋼ノ種類別數量及價格、約定及受入ノ年月日並ニ購入先ノ氏名名稱及住所

二、販賣シタル鐵鋼ノ種類別用途別數量及價格、鐵鋼割當證明書ノ發行者、約定及引渡ノ年月日、引渡

地竝ニ販賣先ノ氏名名稱及住所

三、毎月末ニ於ケル鐵鋼ノ種類別在庫數量

第十一條 商工大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ鐵鋼ノ販賣業者ノ帳簿其ノ他ノ
検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條 鐵鋼ノ製造業者又ハ販賣業者ハ鐵鋼割當證明書ト引換ヘ鐵鋼ヲ販賣シタルトキハ遲滞ナク鐵鋼
ノ販賣先、種類別數量及價格竝ニ引渡ノ年月日ヲ當該鐵鋼割當證明書ヲ發行シタル官廳公共團體又ハ統
制團體ニ報告スベシ

附 則

本則ハ昭和十三年七月一日ヨリ施行ス

一三工局第二六四二號

昭和十三年六月十七日

商工省工務局長 小 島 新 一

臨時物資調整局第一部長 小 金 義 照

兵 庫 縣 知 事 殿

鐵鋼配給統制ニ關スル件

來ル七月一日ヨリ實施相成ルベキ鐵鋼配給統制ニ關シ第三四半期（七月―九月）分配給割當數量別紙ノ通
決定相成候處本月十一日附一三工局第二五七〇號通牒中記第二號ノ各（道）府縣ノ工業組合聯合會ニ於ケ
ル其ノ所屬工業組合ノ組合員ニ對スル鐵鋼消費數量ノ割當方法其ノ他鐵鋼配給統制ノ實施方ニ關シテハ大
要左記ノ通御了承ノ上可然御措置相成度此段及通牒候也

記

一、六月十一日附一三工局第二五七〇號通牒中記第一號ノ各（道）府縣ニ於ケル綜合的ノ工業組合聯合會
（以下府縣工聯ト略稱ス）ハ其ノ加入セル日本鐵鋼製品工業組合聯合會（以下日本工聯ト略稱ス）ニ於テ
毎四半期（差當リ七月乃至九月ノ第三四半期）分ノ各府縣工聯ノ鐵鋼消費數量ノ割當ニ付協議ヲ行ヒ共

ノ決定シタル種類（大形鋼材、大形軌條、中形軌條、厚板、薄板、鋇力、線材、帶鋼及其ノ他並銑鐵ノ十品種トス）別ノ數量ニ付品種別ニ大體以下各號ニ準據シ直ニ其ノ所屬各工業組合（以下組合ト略稱ス）通ジ其ノ組合員ニ對スル品種別ノ鐵鋼消費（購入）數量ノ割當ヲ行ヒ府縣工聯ヨリ組合ヲ通ジ各其ノ組合員ニ對シ別記様式ノ鐵鋼割當證明書ヲ發行スルコト

日本工聯所屬各工聯（府縣工聯、製品種類別ノ工業組合聯合會、二府縣以上ヲ地區トスル工業組合等ヲ謂フ）代表者ハ年四回適當ノ時期ニ日本工聯内ニ協議會ヲ開催シテ日本工聯ガ商工省ノ鐵鋼統制協議會（二月七日附一三工局第五一七號通牒參照）ヨリ配當セラレタル鐵鋼ノ數量ニ付各工聯分ノ割當ヲ決定スルコトトナルベキモノナルモ今回ノ第三四半期分ノ割當ニ關スル限り未ダ府縣工聯ノ設立ナキ府縣アリ且ツ各（道）府縣ニ於ケル鐵鋼消費數量年額一噸未滿ノ極小工業者ニ對スル鐵鋼消費數量割當（六月十一日附一三工局第二五七〇號通牒中記第三號參照）ノ爲ニ各（道）府縣ニ割當ツベキ數量ノ調査不能ノ爲工業組合員ニ對スル割當數量ト前記極小工業者ニ對スル割當數量トヲ區別セズ一括シタルモノヲ便宜當局ヨリ各（道）府縣宛通知シタルヲ以テ特ニ今期ニ限り各（道）府縣ニ於テハ右通知ヲ受ケタル數量中極小工業者ニ對スル割當見込數量ヲ定メ之ヲ控除セル殘量ニ付府縣工聯ノ設立アル府縣ニ於テハ府縣工聯ニ於テ然ラザル府縣ニ於テハ便宜府縣ニ於テ以下各號ニ從テ組合員ニ對シ割當ヲ行フコト

二、府縣工聯（未タ其ノ設立ナキ府縣ニ於テハ府縣主務課）ハ工業組合員ニ對スル鐵鋼ノ割當總數量決定

シタルトキハ直ニ所屬組合ヲシテ其ノ各組合員別ノ所要種類（前掲）別鐵鋼割當數量ヲ決定セシムル爲其ノ旨所屬組合ニ通達スルコト

三、前號ノ通達アリタルトキハ組合ハ各所屬組合員ニ付前年同期（差當リ昭和十二年七月乃至九月）ニ於ケル種類別鐵鋼消費實績ヲ基準トシ且各組合員ノ有スル製作設備ノ種類、數量、能力及鐵鋼販賣業者ノ當該組合員ニ對スル供給實績等ヲ充分斟酌シテ組合員別ニ製作可能數量算定基準額（組合員ノ報告ニ係ル實績及設備ヲ基礎トシテ算出セル組合員ノ製品製作能力ヲ、其ノ所要原材料鐵鋼ノ種類別數量ヲ以テ表示セルモノニシテ後出所謂假割當數量決定ノ基準トナル數字ナリ）ヲ調査算出スルコト

前項ノ調査算出ニ當リテハ組合ハ三月八日附一三工局第一〇一三號照會ニ基ク鐵鋼材用途別需要量調査表ノ作成資料等ヲ參考トシ組合ニ於テ一應前項ノ基準額ノ査定ヲ行フコト

四、組合ハ前號ニ依リ調査算出セル各組合員ノ製作可能數量算定基準額ヲ種類別ニ集計シテ府縣工聯ニ申告スルコト

五、府縣工聯ハ前號ノ申告ニ係ル基準額ヲ種類別、組合別ニ査定シ、査定ヲ經タル基準額ヲ以テ府縣工聯ガ日本工聯ヨリ割當ラレタル種類別數量ヲ按分シテ鐵鋼ノ種類別、組合別ノ製作可能數量ヲ決定シ所屬組合ニ通知スルコト

六、組合ハ前號ノ通知ニ基キ直ニ同様ノ按分方法ニ依リテ各組合員ノ鐵鋼種類別ノ製作可能數量ヲ決定シ

之ヲ各組員ニ通知スルコト

八

前項ノ製作可能數量ハ府縣工聯ガ現實ニ日本工聯ヨリ割當ヲ受ケタル數量ヲ、各組員ノ基準額ニ應ジ分配シテ各組員ノ製品製作可能數量ノ範圍ヲ具體的ニ決定シタルモノニシテ各組員ノ處理シ得ベキ所謂假割當數量トモ稱スベキモノナルコト

七、組員前號ノ通知ニ依リ其ノ製作可能數量(假割當數量)ヲ得タルトキハ其ノ範圍内ニ於テ且ツ其ノ製作セントスル製品ノ種類、受註先等ヲ詳細ニ示シ所屬組合ヲ經由シテ府縣工聯ニ對シ鐵鋼割當證明書ノ發行ヲ請求スルコト

八、前號ノ場合ニ於テ組合ハ請求ニ係ル製品ノ種類ニ依リ別紙「機械鐵工業ニ對スル鐵鋼配給順位」表ノ品種ニ從ツテ請求數量ニ對シテ削減ヲ行ヒテ割當數量ヲ確定シ之ヲ府縣工聯ニ申達シテ之ニ相當スル鐵鋼割當證明書ノ發行ヲ爲サシムルコト

前項ノ削減ハ左ノ準則ニ從ツテ之ヲ行フコト

- 一、第一順位ノ製品ノ製作用鐵鋼數量ニ付テハ請求數量ニ對シ削減ヲ行ハザルコト
- 二、第二順位ノモノニ付テハ請求量ノ二割ヲ削減スルコト
- 三、第三順位ノモノニ付テハ請求量ノ三割ヲ削減スルコト
- 四、第四順位ノモノニ付テハ請求量ノ五割ヲ削減スルコト

五、第五順位ノモノニ付テハ請求量ノ全額ヲ削除スルコト

九、前號ノ削減ニ依リテ生ズル各組員ノ製作可能數量ノ餘乘數量(製作可能數量ヨリ鐵鋼割當證明書ニ記載セラルベキ數量ヲ控除セル殘)ハ組合ニ於テ之ヲ集計保有シ置キ、此ノ中ヨリ更ニ第一順位ノ製品ヲ製作セントスル組員ニ對シ其ノ證憑ヲ具シタル請求ニ依リ追加割當ヲ行フコト。此ノ場合ニ於テハ當該組員ノ最初得タル製作可能數量(第六號第二項ノ假割當數量)ヲ超過スルモ支障ナキコト

十、前號ノ追加割當ヲ行フモ尙餘剩數量ヲ殘ストキハ第二順位ノ製品ノ製作ニ付前項同様ノ方法ニ依リ追加割當ヲ行ヒ以下之ニ準ズルコト

十一、前二號ノ取扱方法ハ各所屬組合間ニ於ケル割當餘剩數量ヲ相互ニ融通セントスル場合ニ付之ヲ準用スルコト但シ組合間ノ製作可能數量ノ融通ハ府縣工聯ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ザルコト

十二、府縣工聯ハ其ノ第八號乃至第十號ニ關スル事務ヲ所屬組合ヲシテ代行セシメ得ルコト

十三、府縣工聯ニ於テハ第五號ニ依リ査定及各所屬組合別ノ製作可能數量ノ決定等ヲ行フ爲各所屬組合ヨリ其ノ代表者一名宛ヲ選出シ之ヲ以テ府縣工聯鐵鋼割當委員會(假稱)ヲ組織セシムルコト

右委員會ニハ道府縣係官ノ外ニ、銑鐵ニ付テハ販賣業者、鋼材ニ付テハ指定問屋及商業組合理事者等(他府縣ヨリ購入スル實情アルトキハ當該他府縣ノ販賣業者ヲモ加フルコト)ヲ參與セシメ且ツ委員會

九

ハ經濟部長ノ監督ノ下ニ之ヲ運行スルコト

委員會ニ關スル規約中ニハ「組合ニ對スル割當ニ付キ委員會ノ協議調ハザルトキハ道府縣當局ノ割當決定ニ一任スル」旨ヲ規定セシムルコト

十四、組合ニ於テハ第三號ニ依リ各組合員ノ製作可能數量算定基準額ノ調査算出及其ノ査定等ヲ行フ爲組合員中ヨリ若干ノ委員ヲ選出シ之ヲ以テ組合鐵鋼割當委員會（假稱）ヲ組織セシムルコト

十五、府縣工聯ハ日本工聯ヨリ割當ラレタル鐵鋼ノ數量ニ付各其ノ種類別ニ三分ノ一乃至二分ノ一ヲ差當リ割當テ、殘量ハ之ヲ府縣工聯内ニ留保シ置キ適當ノ時期ニ第二回又ハ第三回ノ割當ヲ行ヒ以テ割當ノ不均衡アリタル場合ノ割當是正ニ充ツルコト

十六、鐵鋼割當證明書記載ノ數量ハ鐵鋼ノ供給狀況ニヨリ見テナルベク之ヲ少額ナラシムルコト、殊ニ鐵鐵ニ付テハ在庫量拂底シ且ツ輸入品ノ供給ニ俟ツ部分多キ現狀ナル處輸入狀況ハ爲替資金ノ關係等ニ依リ時ニ不圓滑ナルヲ免レ得ザルベキヲ以テ、鐵鋼割當證明書ノ發行ニ當リテハ指定問屋側ト充分協議シ其ノ記載數量ヲナルベク少額ニ止ムルコト

十七、前各號ハ日本工聯所屬ノ工業組合聯合會ニシテ府縣工聯以外ノモノ即チ製品ノ種類別工業組合聯合會（以下品種別工聯ト略稱ス）及二府縣（道）以上ヲ地區トスル工業組合ガ夫々其ノ所屬組合又ハ組合ノ組合員ニ對シ鐵鋼割當證明書ヲ發行スル場合ニ付之ヲ準用スルコト

從ツテ斯カル品種別工聯又ハ二府縣（道）以上ヲ地區トスル組合ニ對スル鐵鋼ノ割當數量ハ直接日本工聯ニ於テ協議決定セラルベキモノナルモ特ニ今回ノ第三四半期分ニ對スル割當ニ付テハ第五號及第六號ノ方法ニ依ル數量ノ決定困難ナル爲斯カル組合ノ組合員ニ對スル割當數量ハ之ヲ便宜各府縣ニ對シテ通知シタル數量中ニ包含セシメタルヲ以テ各府縣ハ前各號ニ依リ品種別工聯ノ所屬組合ニシテ當該府縣内ニ主タル事務所ヲ有スル組合及二府縣（道）以上ヲ地區トスル組合ニシテ當該道府縣内ニ主タル事務所ヲ有スル組合ニ對スル割當ヲ行フコト

前項ニ依リ品種別工聯ノ所屬組合ニ對スル割當決定シタルトキハ其ノ組合名及數量ヲ直ニ當省ニ通知スルコト

道府縣鐵鋼材割當數量ノ外工業組合ニ對スル薄板割當表

東部ドラム罐工業組合

一、九二〇噸

（地區 東京府及神奈川県）

日本珐瑯鐵器工業組合聯合會

六、〇五〇噸（内輸出向用 五、〇〇〇噸）

（地區 全 國）

日本亞鉛鐵板工業組合

(地區 全 國)

二五、六五〇〇 (內輸出向用 一五、〇〇〇〇 噸)

機械鐵工業ニ於ケル鐵鋼配給順位

第一順位

- 一、軍需品 (軍ノ注文ニ依リ製造スルモノ)
- 二、軍需品製造加工用機械
- 三、製鐵用機械器具
- 四、採鑛、選鑛及製鍊機械器具其ノ他鑛山用品
- 五、工作機械器具 (工具、治具及刀具類ヲ含ム)
- 六、高壓化學工業用機械器具
- 七、航空機
- 八、自動車 (乗用及小型自動車ヲ除ク)
- 九、船舶
- 十、鐵道用品 (機關車及貨車、並同部分品)

十二、無線及有線電信電話機械器具 (家庭用ラヂオ用具ヲ除ク)

十三、電氣機械 (家庭用ノモノヲ除ク)

十四、電線及電纜

十五、鋼球及軸受

十六、蹄鐵及蹄釘

十七、ドラム罐

十八、輸出用機械器具 (滿洲及支那向ヲ除ク)

十九、輸出品加工用機械

二十、其ノ他臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準甲ニ屬スル事業用ニ供スル機械器具

第二順位

一、內燃機關 (第一順位ニ屬セザルモノ)

二、原動機

三、起重機

四、光學機械器具

五、ベルト車、齒車等

- 六、ポンプ、水壓機及送風機 (工、鑛業用ノモノ)
- 七、ボールド、ナット及ワツシヤー (土木建築用ノモノヲ除ク)
- 八、リベット (土木建築用ノモノヲ除ク)
- 九、試験、檢定及學術用機械
- 十、ミシン (工業及職業用ノモノ)
- 十一、ミシン針、莫大小針

十三、其ノ他臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準乙ノイニ屬スル事業ノ用ニ供スル機械器具

第三 順位

- 一、バルブ製造用機械
- 二、測量及製圖機械器具
- 三、乗用自動車及小型自動車
- 四、自動自轉車
- 五、農林、漁業用機械器具
- 六、製材及木工機械
- 七、醫療器機

八、其ノ他臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準乙ノロニ屬スル事業ノ用ニ供スル機械器具

- 九、ドラム罐 甲ノロ
- 十、罐詰用罐 乙ノロ

第四 順位

- 一、客車、ガソリン動車及電車
- 二、ミシン (工業用及職業用ノモノヲ除ク)
- 三、食料品製造加工用機械 (第五順位ニ屬スルモノヲ除ク)
- 四、石油機關
- 五、家庭用電氣器具其ノ他 (他ノ順位ニ屬セザル電氣機械器具)
- 六、家庭用ラヂオ用具
- 七、土木建築用機械器具
- 八、銑鐵鑄物 (鑄鐵管及機械用ノモノヲ除ク)
- 九、度量衡器及計器
- 十、事務用器械 (第五順位ニ屬スルモノヲ除ク)
- 十一、時計 (置時計ヲ除ク)

十二、寫真機

十三、照明用機械 (演藝用ヲ除ク)

十四、自轉車 (子供用ヲ除ク)

十五、ガス器具 (第五順位ニ屬スルモノヲ除ク)

十六、水道器具

十七、其ノ他臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準乙ノハ及丙ニ屬スル事業ノ用ニ供スル機械器具ニシ

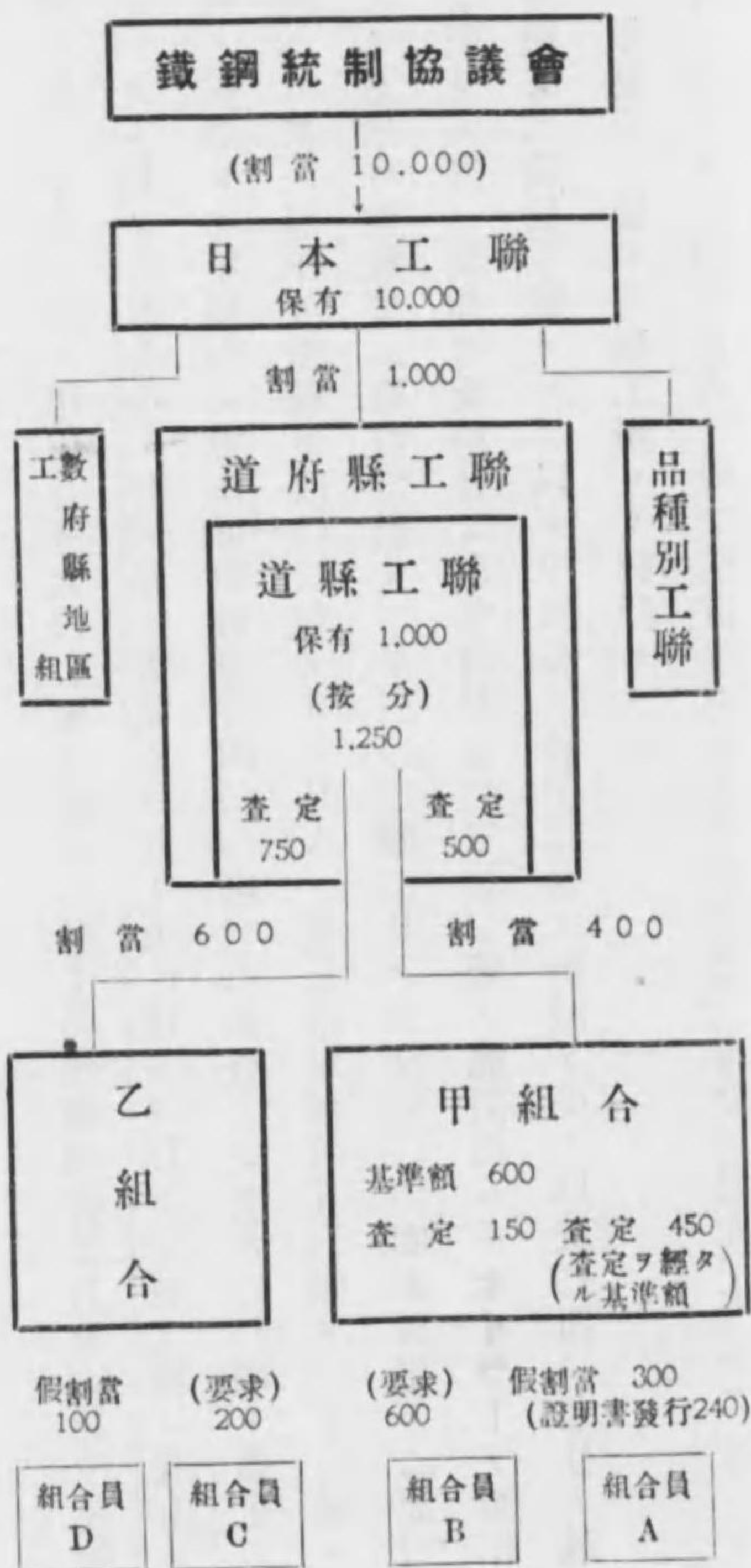
テ他ノ順位ニ屬セザルモノ

第五順位

法令ニ依リ製造ヲ制限セラレタルモノ

工業組合ヘノ鐵鋼配給割當方法圖解

(工業組合聯合會ニ對スル厚板假割當總額ヲ一萬噸トシタルモノ)



設例圖解

1、七月—九月(第三四半期)分トシテ日本工聯ハ鐵鋼統制協議會ヨリ厚板、一〇、〇〇〇噸ヲ配當セララル

2、日本工聯ハ所屬各府縣工聯、品種別工聯、數府縣ヲ地區トスル工組等ヲ以テ協議會ヲ開催シ(記一號)

○縣工聯ニ對シ總數量一、〇〇〇噸ヲ割當ツ

3、○縣工聯ハ所屬甲組合及乙組合ヲシテ夫々其ノ組合員A、B及C、Dノ所要厚板割當數量ヲ決定セシ

工業組合鐵鋼割當證明書

二二

第 號

工業組合員

發行通知 (府縣工聯行)

(寫)

昭和 年 月 日

申請者名

割當期

工場名
(又は下請に委託する
場合には下請工場名)

昭和 年 第 期

工場所在地

買入先

工業組合聯合會

申請書 番 號	用 途	品 名	寸 法	數 量	證 明 重 量 (匹)	出 荷 月 日	出 荷 重 量 (匹)

工業組合——府縣工聯

鐵鋼割當證明書ニ關スル手續

- 一、府縣工聯ハ鐵鋼割當證明書發行事務ヲ各所屬組合ニ委任スルコトヲ得
 - 二、所屬組合ハ各組合員ノ割當ラレタル數量(假割當數量)ヲ組合員別ニ割當原簿ニ記入シ置クコト
 - 三、組合員ハ各自ノ假割當數量ノ範圍内ニ於テ請求書二通(正、控)ヲ作成シ控ハ之ヲ手許ニ止メ正本ヲ組合ニ提出ス
 - 四、組合ハ組合員ヨリ提出サレタル請求書ニ依リ請求量ヲ組合員別ニ割當原簿ニ記入シ置クコト
 - 五、組合ハ組合員ノ請求書ニ付割當原簿ト照合ノ上證明書四通(控、正、副、寫)ヲ作成シ(出荷月日、出荷重量以外ノ該當事項記入ノコト)控ハ之ヲ手許ニ止メ、正副二通ヲ請求者(組合員)ニ交付ス此ノ場合割當原簿ノ請求欄及證明欄ニ該當事項ヲ記入ノコト
 - 六、組合員ハ右證明書(正、副二通)ヲ販賣商ニ交付シテ鐵鋼ノ購入ヲ爲スコト
 - 七、販賣商ハ證明書正本ヲ手許ニ止メ副本ニ出荷月日、取引重量ヲ記入シテ記名捺印シ送狀ト共ニ註文者ニ返付スルコト
 - 八、組合員ハ送狀及證明書副本ニ依リ各自ノ割當原簿ノ取引欄ニ記入シ證明殘量ヲ算出スルコト
- 送狀ハ之ヲ手許ニ止メ、證明書副本ハ之ヲ組合ニ送付スルコト

二二

九、組合ハ右證明書副本ニ依リ手許ニ殘シ置キタル證明書寫ニ出荷月日及取引重量ヲ記入シ之ヲ府縣工聯ニ送付スルト同時ニ右副本ニ依リ割當原簿ヲ整理スルコト

普通鋼材種類別寸法表

品名	寸法	単位
丸鋼	φ100	mm
丸鋼	φ120	mm
丸鋼	φ150	mm
丸鋼	φ200	mm
丸鋼	φ250	mm
丸鋼	φ300	mm
丸鋼	φ350	mm
丸鋼	φ400	mm
丸鋼	φ450	mm
丸鋼	φ500	mm
丸鋼	φ550	mm
丸鋼	φ600	mm
丸鋼	φ650	mm
丸鋼	φ700	mm
丸鋼	φ750	mm
丸鋼	φ800	mm
丸鋼	φ850	mm
丸鋼	φ900	mm
丸鋼	φ950	mm
丸鋼	φ1000	mm
丸鋼	φ1100	mm
丸鋼	φ1200	mm
丸鋼	φ1300	mm
丸鋼	φ1400	mm
丸鋼	φ1500	mm
丸鋼	φ1600	mm
丸鋼	φ1700	mm
丸鋼	φ1800	mm
丸鋼	φ1900	mm
丸鋼	φ2000	mm
丸鋼	φ2100	mm
丸鋼	φ2200	mm
丸鋼	φ2300	mm
丸鋼	φ2400	mm
丸鋼	φ2500	mm
丸鋼	φ2600	mm
丸鋼	φ2700	mm
丸鋼	φ2800	mm
丸鋼	φ2900	mm
丸鋼	φ3000	mm
丸鋼	φ3100	mm
丸鋼	φ3200	mm
丸鋼	φ3300	mm
丸鋼	φ3400	mm
丸鋼	φ3500	mm
丸鋼	φ3600	mm
丸鋼	φ3700	mm
丸鋼	φ3800	mm
丸鋼	φ3900	mm
丸鋼	φ4000	mm
丸鋼	φ4100	mm
丸鋼	φ4200	mm
丸鋼	φ4300	mm
丸鋼	φ4400	mm
丸鋼	φ4500	mm
丸鋼	φ4600	mm
丸鋼	φ4700	mm
丸鋼	φ4800	mm
丸鋼	φ4900	mm
丸鋼	φ5000	mm
丸鋼	φ5100	mm
丸鋼	φ5200	mm
丸鋼	φ5300	mm
丸鋼	φ5400	mm
丸鋼	φ5500	mm
丸鋼	φ5600	mm
丸鋼	φ5700	mm
丸鋼	φ5800	mm
丸鋼	φ5900	mm
丸鋼	φ6000	mm
丸鋼	φ6100	mm
丸鋼	φ6200	mm
丸鋼	φ6300	mm
丸鋼	φ6400	mm
丸鋼	φ6500	mm
丸鋼	φ6600	mm
丸鋼	φ6700	mm
丸鋼	φ6800	mm
丸鋼	φ6900	mm
丸鋼	φ7000	mm
丸鋼	φ7100	mm
丸鋼	φ7200	mm
丸鋼	φ7300	mm
丸鋼	φ7400	mm
丸鋼	φ7500	mm
丸鋼	φ7600	mm
丸鋼	φ7700	mm
丸鋼	φ7800	mm
丸鋼	φ7900	mm
丸鋼	φ8000	mm
丸鋼	φ8100	mm
丸鋼	φ8200	mm
丸鋼	φ8300	mm
丸鋼	φ8400	mm
丸鋼	φ8500	mm
丸鋼	φ8600	mm
丸鋼	φ8700	mm
丸鋼	φ8800	mm
丸鋼	φ8900	mm
丸鋼	φ9000	mm
丸鋼	φ9100	mm
丸鋼	φ9200	mm
丸鋼	φ9300	mm
丸鋼	φ9400	mm
丸鋼	φ9500	mm
丸鋼	φ9600	mm
丸鋼	φ9700	mm
丸鋼	φ9800	mm
丸鋼	φ9900	mm
丸鋼	φ10000	mm

普通鋼材種類別寸法表

種別	大 型 鋼 材													線 帶	鉞	薄板	板 厚	軌條 中 型	軌條 大 型	
	大形山形鋼	大形球山形鋼	大形溝形鋼	大形工形鋼	大形乙形丁形鋼	大形丸鋼	大形六角八角鋼	大形六角鋼	大形平鋼	大形繼目板	大形球鋼板	大形鋼板	鋼 矢 板							
名 稱	大形山形鋼	大形球山形鋼	大形溝形鋼	大形工形鋼	大形乙形丁形鋼	大形丸鋼	大形六角八角鋼	大形六角鋼	大形平鋼	大形繼目板	大形球鋼板	大形鋼板	鋼 矢 板	鋼 材	力 材	薄板	板 厚	軌條 中 型	軌條 大 型	
寸 法	等邊ノ和 一〇〇耗超 二〇〇耗超 (但シ一五×九〇 ニ限リ中形トス)	邊ノ和 二〇〇耗超	高 一〇〇耗超	高 一〇〇耗超	高 一〇〇耗超	徑 一〇〇耗超	對邊ノ距離 一〇〇耗超	邊 一〇〇耗超	幅 一三〇耗超	幅 一三〇耗超	幅 一三〇耗超	幅 一三〇耗超	幅 一三〇耗超	全 部	全 部	全 部	一 耗未滿 但シ番物18 _# 19 _# ヲ含ム	六 耗以上	二 二 庇未滿	二 二 庇以上エレベーター用全部ヲ含ム
範 圍																				
其	中 型 鋼 材													小 型 鋼 材						
名 稱	中形山形鋼	中形球山形鋼	中形溝形鋼	中形工形鋼	中形乙形丁形鋼	中形丸鋼	中形六角八角鋼	中形六角鋼	中形平鋼	中形繼目板	中形半丸鋼	中形山形鋼	中形乙形丁形鋼	小形丸鋼	小形六角八角鋼	小形六角鋼	小形平鋼	小形半丸鋼	小形鋼	
寸 法	高 五〇耗以上一〇〇耗未滿	邊ノ和 二〇〇耗以下	高 五〇耗以上一〇〇耗以下	高 五〇耗以上一〇〇耗以下	高 五〇耗以上一〇〇耗以下	徑 五〇耗以上一〇〇耗以下	對邊ノ距離 五〇耗以上一〇〇耗以下	邊 五〇耗以上一〇〇耗以下	幅 六五耗超 一三〇耗以下	幅 六五耗超 一三〇耗以下	幅 六五耗超 一三〇耗以下	幅 六五耗超 一三〇耗以下	幅 六五耗超 一三〇耗以下	幅 六五耗以下	幅 六五耗以下	幅 六五耗以下	幅 六五耗以下	幅 六五耗以下	幅 六五耗以下	
範 圍																				

小形繼目板 一五庇以下軌條用

小形鋼 (踏釘材及スプリング用ヲ含ム)

兵商第四九二三號

昭和十三年七月十六日

各市町村長殿

經濟部 長

鐵鋼配給統制規則施行ニ關スル件

鐵鋼配給統制ニ關スル件ニ關シテハ種々御配意相煩居候處昭和十三年六月二十日附商工省令第三十三號ヲ以テ鐵鋼配給統制規則(同日附官報參照)公布セラレ候ニ就テハ左記ニ依リ處置相成鐵鋼配給統制上支障無キ様可然御配意相成度此段及通牒候也

記

- 一、鐵鋼ヲ原材料トシテ使用スル工業者ニシテ工業組合員ニ非ザル者(商工大臣ノ指定シタル統制團體ニ屬スル者ヲ除ク)ハ別記工業組合ノ地區及組合員資格ニ應ジ至急加入セシムルコト
- 二、鐵鋼消費數量年額一噸(古鐵ヲ含マズ)未滿ノ工業者ニシテ工業組合員タラザル所謂極小工業者ニ對スル配給ハ別記第一號様式ノ鐵鋼割當證明書交付請求書ニ別記第二號様式ニ依ル可然工業組合ノ證明書ヲ添へ申請セシムルコト
- 三、前號ニ依リ證明書ノ交付ヲ受ケ鐵鋼ヲ購入シタル工業者ニ付テハ別記第三號様式ニ依リ報告ヲ爲サシムルコト

別記第一號様式

昭和 年 月 日

何々業

工場所在地

兵庫縣知事 殿

氏

名 印

鐵鋼割當證明書交付請求書

左記ノ通鐵鋼ヲ購入致度候條鐵鋼割當證明書御交付相成度此段及申請候也

記

一、割 當 期 昭和 年 第 期 (月 一 月)

二、摘 要

用 途	種 類	寸 法	數 量	證 明 請 求 重 量 (キ ロ グ ラ ム)	買 入 先 住 所 氏 名

備考 (一)、鐵鋼種類ハ大形鋼材、大形軌條、中形軌條、厚板、薄板、ブリキ、線材、帶鋼、其ノ他及銑

鐵トス

別記第二號様式

證 明 書

住 所

氏

名

(二)、數量ハ購入種類別ニ「キログラム」ヲ以テ單位トス

右ハ當組合地區内ニ於テ左記該當者ナルコトヲ證明ス

昭和 年 月 日

何々工業組合理事長 印

記

一、何々業

二、一箇年使用鐵鋼ノ種類及數量

備考 (一)、營業ノ種類ハ具體的ニ記入ノコト

(二)、使用鐵鋼ノ種類及數量ハ申請書ノ備考ニ準ジ記入ノコト

別記第三號様式

昭和 年 月 日

工場所在地

氏

名 印

兵庫縣知事

殿

鐵鋼購入届書

左記ノ通鐵鋼購入致候條此段及御届候也

記

種	類	割當證明數量 (キログラム)	鐵鋼購入數量 (キログラム)	購入先住所氏名	割當證明月日

兵地第二二七一號

昭和十三年八月二十二日

各市町村長殿

總務部 部長
經濟部 部長

鐵鋼ノ配給統制ニ關スル件

鐵鋼ノ配給統制ヲ強化スル爲曩ニ昭和十二年法律第九十二號ニ基キ商工省令第三十三號ヲ以テ鐵鋼配給統制規則公布(昭和十三年六月二十日附官報參照)相成候處公共團體ニ付テハ左記ニ依リ御取扱相成度此段及通牒候也

記

- 一、第二條ノ規定ニ依リ公共團體ノ發行スル鐵鋼割當證明書トハ第三條第二項ノ鐵鋼割當證明書ヲ謂フコト
- 二、公共團體ニ對スル割當ノ中鐵道、瓦斯及電氣事業ノ用ニ供スル鐵鋼ニ在リテハ公共團體自ラ當該事業ノ統制團體ニ加入シ之ヨリ鐵鋼ノ割當ヲ受クルコト但シ此ノ場合ニ於テモ公共團體ハ當該統制團體ヨリ

鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受タルコトヲ要セズシテ鐵鋼ヲ購入シ得ルコト

第三條第二項ノ規定ニ依リ公共團體ノ發行スル鐵鋼割當證明書トハ當該請負人ニ於テ購入スベキ鐵鋼ガ註文者タル公共團體ニ割當テラレタル數量ノ範圍内ナルコトヲ證明スベキモノナルコト

昭和十三年八月十三日

農林省水産局海洋課長

魚船ニ對スル鐵鋼配給順位

豫テ商工省ヨリ通達ノ(秘)「機械鐵工業ニ於ケル鐵鋼配給順位」案中漁船ニ關スル順位明示無之爲メ各地方ニ依リ順位一定セザル虞モ有之候ニ付當方ヨリ商工省ニ交渉候處生産力擴充ニ關スル船舶ハ鋼船タルト木船タルトヲ問ハズ第一順位ニ有之從テ漁船全部ガ第一順位ノ趣キニ候尙之等船舶ノ修繕ニ要スル材料モ第一順位トシテ處理可致モノニ有之候ニ付御了承相成度候
追而右船舶ニハ船體機關ヲ含ムモノニ有之候ニ付爲念申添候

兵鐵工聯第七三號ノ一（昭和十三年八月二十日）

輸出鐵鋼製品ノ製造用鋼材並ニ銑鐵配給ニ關スル件

輸出向製品製作ニ必要ナル鐵鋼割當ニ關スル件兵庫縣經濟部長ヨリ左記ノ通り通牒有之候ニ付各項御諒承ノ上可然御取計相成度通牒候也

記

- 一、割當證明申請書（様式一）ニハ註文書若ハ契約書又ハ其ノ寫ヲ添附セシメ輸出製品ノ製造材料トシテ使用セラル、モノナルコトヲ明確ナラシムルコト
- 二、製品ヲ輸出シタルトキハ直ニ輸出免狀及船荷證券（寫ニテモ可）ヲ提出セシムルコト
- 三、輸出製品ノ製造材料トシテ割當ラレタル鐵鋼ヲ輸出製品ノ製造材料トシテ使用セズ又ハ虚偽ノ申告ヲナシ必要以上ノ割當ヲ受ケ之ヲ他ノ用途ニ供スルが如キ不正ノ行爲アリタルモノニ對シテハ爾後割當證明書ヲ發行セズ
- 四、輸出向亞鉛鍍鐵板、ドラム罐、又ハ珧瑯鐵器ノ製造用薄板並ニ輸出向釘、針金、捻釘又ハ鋼索ノ製造用線材ノ申請ニ付テハ需要數量大ナルヲ以テ共販組合トモ打合セノ必要有之ニ付所屬組合員ヨリ薄板共販又ハ線材共販組合ニ直接申込マシムルコト

右ハ主務省ニ於テ審査ノ上配給セララル、モノナリ

五、申請書ハ正副三通提出ノコト

六、第四項ノ輸已向製品ニ對スル申請書モ寫一通聯合會へ揚出サル、コト

様式(一)

輸出製品製造用鐵鋼割當證明申請書

一、所要鋼材(銑鐵)ノ種類別數量

一、製品ノ名稱及數量

一、製品ノ輸出先國名

一、輸出ノ豫定期期

右ハ輸出製品製造材料ニ使用スルモノナルニ付割當證明相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

申請者住所氏名

所屬工業組合員

兵庫縣知事宛

兵鐵工聯第九四號ノ一(昭和十三年八月二十九日)

兵庫縣鐵鋼製品工業組合聯合會理事長

各工業組合理事長宛

鐵鋼配給統制ニスル件

鐵鋼配給統制規則中陸海軍ノ鐵鋼(銑鐵)配給證明書ニ關シ其ノ筋ヨリ別紙ノ通り來牒有之候條御了知相成度此段及通牒候也

陸海軍發行鐵鋼(銑鐵)配給證明書種別

一、認定工場ニ左リテハ契約擔任官ヨリ別紙様式第二ニ依ル配給證明書ヲ得之ヲ品種別共同販賣組合(以下單ニ共販ト稱ス)ニ提出シ其ノ指示ニ依リ共販ノ指定商ヨリ材料ヲ取得ス

二、前項以外ノ工場ニ於テハ契約擔任官ヨリ別紙様式第三ニ依ル配給證明書ヲ得之ヲ受配給者ノ所屬組合ニ提示シ該組合ノ證明書ト共ニ共販ニ提出シテ其ノ指定商ヨリ材料ヲ取得ス

此ノ場合ニ於ケル配給證明書ハ上邊ヲ「赤」色トス

三、別紙様式第五ニ依ル充足軍需ニ關シテハ契約擔任官單獨ニ優先配給證明書ヲ發行スルモノトス

此ノ場合證明書ノ上邊「青」色トス

充足軍需ハ陸軍配當額内ヨリ配給セス民需トシテ優先配給ヲ爲スモノナリ

別紙様式第二

證明番號

鐵鋼(銑鐵)配給證明書

一、品名 〇〇〇

二、數量 〇〇

三、受配給者住所氏名 〇〇市〇〇區〇〇〇〇 ×××株式會社

四、配給場所 東京(大阪)

五、要配給月日 〇月〇〇日迄

六、配給者 〇〇〇〇

七、引充軍需日 第 號契約品又ハ内示品

右陸軍ノ配當額内ヨリ配給スヘキコトヲ證ス

昭和 年 月 日

契約擔任官 印

別紙様式第三

證明番號

鐵鋼(銑鐵)配給證明書

一、品名 〇〇〇〇

二、數量 〇〇

三、受配給者住所氏名 〇〇市〇〇區〇〇〇〇 ×××株式會社

四、配給場所 東京(大阪)

五、要配給月日 〇月〇〇日迄

六、配給者 〇〇〇〇

七、引充軍需日 第 號契約品又ハ内示品

右陸軍ノ配給額内ヨリ配給スヘキコトヲ證ス

昭和 年 月 日

契約擔任官 印

別紙様式第五

證明番號

鐵鋼(銑鐵)配給證明書

- 一、品名 〇〇〇〇
 - 二、數量 〇〇
 - 三、受配給者住所氏名 〇〇市〇〇區〇〇〇〇 ×××株式會社
 - 四、配給場所 東京(大阪)
 - 五、要配給月日 〇月〇〇日迄
 - 六、配給者 〇〇〇〇
 - 七、引充軍需品 第 號契約品又ハ内示品
- 右、充足軍需トシテ優先配給セラレンコトヲ望ム

昭和 年 月 日

契約擔任官 印

鐵鋼配給統制ニ關スル配給證明書發行ノ契約擔任官區分表

所在	契約擔任官	廳名	擔任區分
東京	海軍省經理局長	海軍省	他ノ擔任ニ屬セザル一切
同	海軍艦政本部會計部長	海軍艦政本部	經理局長所掌中艦政本部所屬ノ分ヲ代行
同	海軍航空本部總務部長	海軍航空本部	右同 航空本部所屬ノ分ヲ代行
同	海軍省建築局長	海軍省建築局	右同 建築局所屬ノ分ヲ代行
同	海軍省軍需局長	海軍省軍需局	右同 軍需局所屬ノ分ヲ代行
同	水路部會計課長	水路部	水路部ノ分
同	海軍技術研究所會計課長	海軍技術研究所	技術研究所ノ分
同	橫須賀海軍經理部長	橫須賀海軍經理部	橫須賀所在各廳契約ニシテ他ノ擔任ニ屬セザルモノ一切
同	橫須賀海軍工廠會計部長	橫須賀海軍工廠	橫須賀工廠ノ事業ニ要スル分
同	橫須賀海軍軍需部會計部長	橫須賀海軍軍需部	橫須賀軍需部ノ事業ニ要スル分
同	橫須賀海軍病院院長	橫須賀海軍病院	橫須賀海軍病院ニ要スル分
同	橫須賀海軍建築部長	橫須賀海軍建築部	橫須賀海軍建築部ノ建築工事ニ屬スル分
同	海軍航空廠會計部長	海軍航空廠	海軍航空廠事業ニ要スル分
吳	吳海軍經理部長	吳海軍經理部	吳所屬各廳契約ニシテ他ノ擔任ニ屬セザルモノ一切
同	吳海軍軍需部會計部長	吳海軍軍需部	吳軍需部ノ事業ニ要スル分
同	吳海軍工廠會計部長	吳海軍工廠	吳海軍工廠ノ事業ニ要スル分
同	吳海軍病院院長	吳海軍病院	吳海軍病院ニ要スル分

吳	吳海軍建築部長	吳海軍建築部	吳海軍建築部ノ建築工事ニ屬スル分
佐世保	佐世保海軍經理部長	佐世保海軍經理部	佐世保所在各廳契約ニシテ他ノ擔任ニ屬セザルモノ一切
同	佐世保海軍工廠會計部長	佐世保海軍工廠	佐世保工廠ノ事業ニ要スル分
同	佐世保海軍需部部長	佐世保海軍需部	佐世保軍需部ノ事業ニ要スル分
同	佐世保海軍病院院長	佐世保海軍病院	佐世保海軍病院ニ要スル分
同	佐世保海軍建築部長	佐世保海軍建築部	佐世保海軍建築部ノ建築工事ニ屬スル分
同	舞鶴要港部經理部長	舞鶴要港部經理部	舞鶴所在各廳契約ニシテ他ノ擔任ニ屬セザルモノ一切
舞鶴	舞鶴海軍工廠會計部長	舞鶴海軍工廠	舞鶴海軍工廠ノ事業ニ要スル分
同	舞鶴要港部軍需部長	舞鶴海軍需部	舞鶴要港部軍需部ノ事業ニ要スル分
同	同 建築部長	同 建築部	同 建築部ノ建築工事ニ要スル分
同	海軍火藥廠爆藥部長	海軍火藥廠爆藥部	海軍火藥廠爆藥部ノ工事ニ要スル分
廣	廣海軍工廠會計部長	廣海軍工廠	廣海軍工廠ノ事業ニ要スル分
大湊	大湊要港部主計長	大湊要港部	大湊要港部ニ要スル分
鎮海	鎮海要港部主計長	鎮海同	鎮海同
旅順	旅順要港部主計長	旅順同	旅順同
馬公	馬公要港部主計長	馬公同	馬公同
平塚	海軍火藥廠會計部長	海軍火藥廠	火藥廠ニ要スル分
德山	海軍燃料廠會計部長	海軍燃料廠	燃料廠ニ要スル分
糟屋	海軍燃料廠採炭部長	海軍燃料廠採炭部	同
鳳山	鳳山要港部主計長	鳳山無線電信所	鳳山無線電信所ニ要スル分

普通鋼材及銑鐵配給證明書ヲ發行シ得ル者

陸軍省整備局戰備課長	中西貞喜	第八師團經理部部長	佐々木政一
陸軍造兵廠會計部長	青山彦九郎	第九師團經理部部長	石原通
陸軍兵器本廠長	三村友茂	第十師團經理部部長	柱家泰三
陸軍航空本部第二課長	多田勉吉	第十一師團經理部部長	富田歲一
陸軍運輸部長	田尻昌次	第十二師團經理部部長	村邊源五郎
陸軍衛生材料廠長	山口誠太郎	第十四師團經理部部長	清水幸太郎
陸軍衛生材料廠大阪出張所長	萩原三郎	第十六師團經理部部長	由比義雄
(以下ハ建築及獸醫材料ノミ)		第十九師團經理部部長	美藤正茂
陸軍航空本部第三課長	山本瑛一	第二十師團經理部部長	中山二郎
千住製絨所長	山本 昇	朝鮮軍經理部部長	市川乙佑
近衛師團經理部部長	青木 輪吉	臺灣軍經理部部長	矢部潤二
第一師團經理部部長	岡本正義	關東軍經理部部長	秋部 穂
第二師團經理部部長	勝野一翁	臨時東京經理部部長	
第三師團經理部部長	萩阪嚴比古		
第四師團經理部部長	木村誠一		
第五師團經理部部長	近藤正雄		
第六師團經理部部長	木崎求雄		
第七師團經理部部長	武藤忠安		

昭和十三年九月二日

兵庫縣鐵鋼製品工業組合聯合會理事長宛

兵庫縣經濟部長

鋼材短尺物取扱ニ關スル件

鐵鋼配給統制上鋼材短尺物ノ取扱ニ關シテハ從來疑義有之候處今般左記ノ如ク取扱決定致候條組合員ノ周知方可然御取計相成度此段及通牒候也

記

- 一、製鋼業者、伸鐵業者、シャーリング業者ヨリ發生スル級外品、短尺物等ハ何レモ統制品トスルコト（熔解用トシテ販賣セラル、モノヲ除ク）
- 二、右級外品短尺物ハ製鋼業者、伸鐵業者、シャーリング業者又ハ特定ノ問屋ノミニ取扱ハシムルコト、
ス特定ノ問屋ハ近ク決定ノ見込
- 三、從テ製鋼業者、伸鐵業者シャーリング業者又ハ特定ノ問屋ニ於テ取扱フ級外品、短尺物ノ販賣ニ當リテハ何レモ割當證明書ト引換フルコトヲ要ス
- 四、製鋼業者、伸鐵業者、シャーリング業者又ハ特定ノ問屋以外ニ於テ取扱フモノ（機械工場、建築現場ヨリノ發生短尺物、屑鐵中ヨリ撰別スル短尺品等）ニ付テハ當分ノ中割當證明書ヲ必要トセズ

商工省令第十九號

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ銑鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件左ノ通定ム

昭和十三年四月二十五日

商工大臣 吉野 信次

銑鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件

商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ハ銑鐵ヲ以テ之ヲ鑄造スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本令ハ昭和十三年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

商工省告示第二百二十號

銑鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件ニ依リ左ノ通物品ヲ指定ス

昭和十三年四月二十五日

商工大臣 吉野 信次

- | | | | | | |
|------|--------|-----------------|-------------|---------|-------|
| 文鎮 | 鉛筆削 | 茶道用風呂釜 | 天水鉢 | 煙草セツト | 灰皿 |
| インク壺 | ホチキス | 扇風機(工鑛業用ノモノヲ除ク) | 鏡臺 | 花器 | 水盤 |
| 貯金箱 | 火鉢 | 風窓 | 看板 | 燈籠 | 火消壺 |
| 玩具 | 鉄 | 椅子 | 窓枠分銅 | 電柱 | 街頭照明柱 |
| 柱掛 | 額縁 | 帽子掛 | 金庫(手提金庫ヲ含ム) | 柵 | 欄干 |
| 茶卓 | 菓子皿 | 手摺 | 掃除器 | 街路樹保護板 | 交通標識 |
| 置物 | 電気スタンド | 陳列臺 | 格子 | 紙屑箱 | 溝蓋 |
| 扉 | 門柱 | | | 電燈支柱用腕木 | |
| 持送り | 瓦 | | | | |

商工省令第三十四號

銑鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件中左ノ通改正ス

昭和十三年六月二十九日

商工大臣 池田 成彬

左ノ一項ヲ加フ

前項但書ノ許可ヲ受ケントスル者當該物品又ハ部分品ニ關スル工業組合又ハ工業組合聯合會ノ組合員又ハ所屬ノ工業者ナル場合ニ於テハ當該工業組合又ハ工業組合聯合會ヲ經由シテ許可申請書ヲ提出スベシ

附

則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

商工省告示第百六十五號

銑鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件ニ依リ左ノ通物品ヲ指定シ昭和十三年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年六月二十九日

商工大臣 池田 成 彬

- 本立(ブツクエ) シャンデリヤ 郵便受箱 名刺刺及傳票刺 紡織、染色又ハ 窯業用機械器具
- ンドヲ含ム) ラヂエーター ガスストーブ (整理用機械器具 (硝子又ハ耐火
- 机 寢臺 電気ストーブ 鐵瓶 鐵器具ヲ除ク) 煉瓦製造用機械 具ヲ除ク)
- 卓子 シヤッター用器 五徳 卓上呼鈴 印刷又ハ製本用 理容用機械器具 (バリカンヲ除ク)
- 左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ヲ製造スル専用機械器具
- 鐵釘(蹄釘ヲ除ク) 清涼又ハ致醉飲 蓄音機用レコー セルロイド及同 綿又ハ麻製ノ綱、 帽子
- 金網 香水 紙及同製品(バ 刷毛及刷子 燐寸 萬年筆
- 菓子 石鹼 ライターペーパー等 特殊ノ紙ヲ除ク) 鉛筆及クレヨン 金屬箔

兵商第二八三九號

昭和十三年五月十三日

經濟部 部長

各市町村長 各警察署長 宛

銑鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ昭和十三年五月九日附兵商第二八三九號ヲ以テ及通牒置候處右製造制限ニ係ル鑄物ノ製造ヲ爲スモノニ對シテハ消費統制ニ依ル影響緩和ノ爲速カニ製品ノ轉換ヲ勸奨相成度尙許可申請手續左記ノ通り相定メ候條貴部内關係者ニ周知徹底方可然取計相成度此段及通牒候也

記

(許可申請書様式)

昭和 年 月 日

住 所

氏

名 印

兵庫縣知事 殿

銑鐵鑄物ノ製造制限ニ依ル許可申請書

今般何々(又ハ其ノ部分品)ヲ製造致度候條御許可相成度左記事項ヲ具シ此段及申請候也

記

- 一、製造セントスル物品(又ハ其ノ部分品)ノ名稱及數量
- 二、使用セントスル銑鐵ノ數量(自昭和 年 月 至昭和 年 月)
- 三、最近一箇年間ノ銑鐵使用実績右物品(又ハ其ノ部分品)ノ販賣數量並ニ販賣價格
- 四、其ノ他參考トナルベキ事項

備考

- イ、製造セントスル物品(又ハ其ノ部分品)ノ名稱ノ異ナル毎ニ數量ヲ記載スルコト
- ロ、使用セントスル銑鐵ノ數量ハ製造セントスル物品(又ハ其ノ部分品)毎ニ夫々區別シテ掲記シ物品(又ハ其ノ部分品)別數量ノ合計ヲ附スルコト
- ハ、製造制限ニ係ル鑄物カ軍需若ハ輸出ノ目的ナル場合ハ申請書ニ右事實ヲ證スル書面添附ノコト
- ニ、大體三月ヲ一期間トシテ製品數量ノ制限ヲ爲スベシ
- ホ、銑鐵數量單位ハ瓩ヲ用フルコト

兵商第五〇三二號一

昭和十三年七月二十五日

經濟部 長

各市町村長宛

銑鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ昭和十三年五月九日、同十六日、同三十日及七月九日附ヲ以テ及通牒置候處右ニ關シテハ左記ニ依リ取扱致スベク候條右周知方御取計相成度此段及通牒候也

記

- 一、製造制限ハ新銑(再製銑ヲ含ム)ノミナラズ屑銑(古洋銑、古鍋地金、旋削粉)ヲ以テ製造スル場合モ含ムコト
- 二、紡織、染色又ハ整理用機械器具ニ付テハ資金調整法又ハ纖維工業設備ニ關スル件等ニヨリ認可、許可アリタル場合ニ於テモ相當手續履踐セシムルコト
- 三、國若ハ公共團體等ヨリ獎勵金、補助金等ノ交付ヲ受ケ製造スル機械ニ付テハ前號ニ依ラシムルコト
- 四、施行前部分品ノ鑄造ヲ終了シ施行後其ノ加工又ハ組立ノミヲ爲ス機械ニ付テハニ依ラシムルコト

- 五、仕掛品ニ付テハ其ノ部分品ノ鑄込ノ程度ヲ明記セシメ許可手續履踐セシムルコト
- 六、機械ノ修繕機械附屬品等ニシテ作業上消耗スルモノニ付テハ二ニ依ラシムルコト
- 七、尙箇々ノ物品ニ付テハ左ノ通り取扱フ
 - イ、印刷機械器具中ニハ謄寫印刷器（平版式及輪轉式ヲ含ム）及タイプライターヲ含マズ
 - ロ、扇風機中船舶用ノモノハ工業用ノモノヲ含ム（列車用ノモノハ工業用ノモノヲ含マズ）
 - ハ、扇風機中ニハ送風機ヲ含マズ

商工省令第四十九號

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ鋼製品ノ製造制限ニ關スル件左ノ通り定ム

昭和十三年七月八日

商工大臣 池田成彬

商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ハ鋼材（屑鋼ヲ含ム）ヲ以テ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニアラズ

前項但シ書ノ許可ヲ受ケントスル者當該物品又ハ部分品ニ關スル工業組合又ハ工業組合聯合會ノ組合員又ハ所屬ノ工業者ナル場合ニ於テハ當該工業組合又ハ工業組合聯合會ヲ經由シテ許可申請書ヲ提出スベシ

附 則

本令ハ昭和十三年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

商工省告示第百八十號

鋼製品ノ製造制限ニ關スル件ニ依リ左ノ通物品ヲ指定ス

昭和十三年七月八日

商工大臣 池田 成彬

- 文鎮
- 鉛筆削
- 貯金箱
- フオーク
- 茶卓
- 皿
- 菓子罐
- 天火
- 置物
- 花器
- 椅子
- 卓子
- 戸棚(ロッカーヲ含ム)
- 掃除器
- ペーパーナイフ
- バンド用全具
- 煙草セット
- 盆
- 菓子器
- 魔法壇
- 本立(ブツクエンドヲ含ム)
- 布帛掛
- 置時計
- 火鉢
- 机
- 棚
- 帽子掛
- 塵取
- 靴篋
- シガレットケース
- 灰皿
- 泥拭器
- 塀
- 門
- 風窓
- シャッター用器
- 手摺
- 交通標識
- 街頭照明(鐵蕊ヲ含ムセメントポールヲ除ク)
- 電燈支柱用腕木
- 陳列器具
- ネームプレート
- ライター
- 鏡
- 石鹼箱
- 痰壺
- 扉
- 格子
- 窓枠分銅
- 棚
- 欄干
- 電柱
- 郵便受箱
- 看板
- 廣告塔
- 玩具
- コンパクト
- 化粧箱
- 果汁罐
- 庭球用ネット
- ゴルフ用具
- メガホン
- 空氣銃
- 樂譜臺及タクト
- 幻燈機
- 演藝用照明機械器具
- 籠
- 繪具箱
- 食卓用ナイフ
- スプーン
- 登山用ピッケル
- 獵銃
- 樂器
- 蓄音機及蓄音機用針
- 活動寫真機
- 金網(ラス及工鑛業用ノモノヲ除ク)
- 瓦斯器具(營業用及醫療用ノモノヲ除ク)
- 扇風機(工鑛業用ノモノヲ除ク)

- 如露
- 備付用手洗器
- 家庭用電熱器
- 電氣スタンド
- 鳥籠
- 紙屑箱
- 自轉車立
- 自動番號機
- 左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ヲ製造スル専用機械器具
- 鐵釘(蹄釘ヲ除ク)
- 金網
- 清涼又ハ致醉飲料
- 石鹼
- 香
- 水
- 鹽
- 湯タンポ
- シヤンデリヤ
- ランブシエード
- 衣入箱
- 傘立
- 履物裏金
- 紡織染色又ハ整理用機械器具(針布製造用機械器具ヲ除ク)
- ネオンサイン用具
- 子供用乗物
- 投擲用砲丸、鐵鏈、圓盤及タク
- 野球用マスク
- 競漕短艇用クラツチ
- 窯業用機械器具(硝子又ハ耐火煉瓦製造用機械器具ヲ除ク)
- 印刷又ハ製本用機械器具
- 理容用機械器具(バリカン及剃刀ヲ除ク)
- 金庫(手提金庫ヲ含ム)
- ストーブ
- 卓上呼鈴
- フアイル
- パンチ
- 冷藏庫(醫療用ノモノヲ除ク)
- 金錢登錄機
- 名刺刺及傳票刺
- ホチキス
- エレベーター(工鑛業用ノモノヲ除ク)

兵商第五二七二號二

昭和十三年八月二十二日

經 濟 部 長
警 察 部 長

各 市 町 村 長 殿
各 警 察 署 長 殿

鋼製品ノ製造制限ニ關スル件

鋼製品ノ製造制限ニ關シテハ昭和十三年七月二十五日附兵商第五二七二號（同日附縣報登載）ヲ以テ及通牒置候處右ニ關シテハ左記ニ依リ取扱致度候條周知方可然取計相成度此段及通牒候也

記

- 一、製造制限ハ普通鋼材ノミナラズ特殊鋼材ヲ以テ製造スル場合ヲ含ム又壓延鋼材ノミナラズ鍛鋼品
鑄鋼品等ヲ以テ製造スル場合ヲモ含ムコト尙鐵鋼配給統制規則ニ於テ所謂鋼材トシテ取扱ハザルモノ
ト雖亞鉛鍍板磨棒鋼板等ノ如キ加工品ヲ以テ製造スル場合ニ於テモ許可手續ヲ要ス
- 二、關東州、滿洲國及北支、中支等所謂圓ブロックニ對スル輸出ハ之ヲ輸出トシテ取扱ハズ
- 三、輸出品ニ付テハ左ニ依ルコト

(一) 註文生産ヲ爲シ得ルモノニ付テハ註文ヲ受ケタル事實ヲ證スル書面ヲ添附セシムルコト

(二) 物品ノ性質上註文生産ヲ爲シ得ザルモノニ付テハ輸出シタル場合ニ右事實ヲ證明スル書面(輸出免狀又ハ船荷證券ノ原本又ハ寫)ヲ提出セシムルコト

四、仕掛品ニ付テハ左ニ依ルコト

規則施行前各部分品ヲ完成シ施行後單ニ其ノ組立ノミヲ爲ス場合ニ於テモ許可手續ヲ採ラシムルコト
五、昭和十三年商工省告示第百八十號ニ掲グル物品例ヘバ机、椅子ノ如キモノヲ木材等ヲ以テ製造スル場合其ノ組立ニ使用スル釘、鋸等ニ付テハ許可ヲ要セズ

六、個々ノ物品ニ付テハ左ニ依ルコト

(一) 天 火 レンヂ(料理店等ニ使用セラレル大型ノモノ)ヲ含ム

(二) 置 時 計 目覺時計ヲ含ム

(三) 椅子 及 机 木材等ヲ以テ椅子ヲ製造スル場合ハ「スプリング」等ノ既ニ完成シタル部分品ヲ單ニ取付ケル場合ハ許可申請ヲ要セズ又木材等ヲ以テ机ヲ製造スル場合單ニ錠、取手ヲ取付ケル場合ハ許可ヲ要セズ

(四) 棚 棚受ヲ含ム

(五) 電氣スタンド及ランプシテード 工業用ノモノニシテ局部照明又ハ燈火管制ノ用ニ供スルモノ

ニ付テハ許可申請セシムルコト

(六) 自轉車立 自轉車トハ別個ノ獨立シタルモノヲ謂ヒ自轉車ノ附屬品タル「スタンド」ヲ含マズ

(七) 履物裏金 靴裏金ヲ含マズ

(八) 扉 鐵戸(所謂シャッター)ヲ含ム、蝶番ヲ含マズ、防火用扉、銀行金庫室用扉ニ付テハ許可申請セシムルコト

(九) シャッター用器 扉ノ上部ニ取付ケタル自働閉止器ヲ謂フ

(十) ネームプレート 機械仕様書記入ノモノニ付テハ許可申請セシムルコト

(十一) 子供用乗物 乳母車ヲ含ム、自轉車ニ付テハ二四吋以下ノモノヲ謂フ

(十二) 幻 燈 機 醫療用ノモノハ許可申請セシムルコト

(十三) 活動寫真機 撮影機及映寫機ヲ謂フ

(十四) 籠 類 河川砂防工事用蛇籠ヲ含ム 但シ蛇籠ニ付テハ其ノ用途、註文者等ヲ明記シ許可申請セシムルコト

(十五) ガス器具 「營業用ノモノ」トハ其ノ形狀又ハ性質上一般家庭ノ用ニ供セラレザルモノヲ謂ヒ一般家庭ニ使用セラレ得ルモノニシテ營業用ニ使用セラルルモノヲ含

マズ

- (六) 金 庫 御眞影奉安庫ニ付テハ許可申請セシムルコト
- (七) 扇 風 機 扇風機中船舶用ノモノハ工業用ノモノニ含ム(列車用ノモノハ工業用ノモノニ含マズ)、扇風機中ニハ送風機ヲ含マズ
- (八) フ ァ イ ル ルーヅリーフ用ノモノヲ含マズ
- (九) エレベーター ダムウエイター(料理運搬用器具)ヲ含ム、病院用エレベーターニ付テハ許可申請セシムルコト
- (十) 紡織、染色又ハ整理用機械器具 人造絹絲又ハステープルファイバー製造用機械器具ヲ除キタル一切ノ纖維工業關係機械器具ヲ謂フ(ラグマーン、ガーネット、靴下製造用機械、メリヤス製造用機械等ヲ含ミトラベラーヲ含マズ)
- (十一) 窯業用機械器具 コットレル(電氣集塵装置)ヲ含マズ
- (十二) 印刷機械器具 官廳ノ註文ニ係ルモノニ付テハ許可申請セシムルコト、謄寫印刷器(平版式及輪轉式ヲ含ム)及タイプライターヲ含マズ
- 七、許可申請書様式ハ左ニ依ルコト
(許可申請書様式)

昭和 年 月 日

工場所在地

工場名

代表者名印

兵庫縣知事 殿

鋼製品ノ製造制限ニ依ル許可申請書

今般何々(又ハ其ノ部分品)ヲ製造致度候條御許可相成度左記事項ヲ具シ此段及申請候也

記

- 一、製造セントスル物品(又ハ其ノ部分品)ノ名稱及數量
- 二、製造セントスル物品ノ輸出用、軍需用又ハ國內用別
- 三、製造豫定期間
- 四、使用セントスル鋼材ノ種類別數量
- 五、販 賣 先
- 六、其ノ他參考事項
- (備考)
- イ、製造セントスル物品ノ名稱ノ異ナル毎ニ數量ヲ記載スルコト

ロ、使用セントスル鋼材ノ數量ハ製造セントスル物品毎ニ夫々區別シテ掲記シ物品別數量ノ合計ヲ附スルコト

ハ、製造セントスル物品ガ軍需若ハ輸出ノ目的ナル場合ハ申請書ニ右事實ヲ證スル書面添附ノコト

ニ、註文製作ノ場合ハ其ノ註文書ノ寫添附ノコト

ホ、鋼材數量單位ハ噸ヲ用フルコト

ヘ、申請書ハ正本一通及副本二通ヲ所屬工業組合及所轄警察署經由提出ノコト

鐵鋼工作物築造許可規則

(昭和十二年十月十一日商工省令第二十四號
同十三年七月十一日商工省令第五十七號改正)

第一條 鐵筋「コンクリート」造、鐵骨ヲ有スル鐵筋「コンクリート」造、鐵骨造又ハ鐵造ノ工作物（建築物ヲ含ム以下同ジ）ヲ築造セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ商工大臣ノ指定スル工作物ノ築造ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ニ薄鋼板（金屬ヲ鍍シタルモノヲ含ム以下同ジ）ヲ使用セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ庇、樋、換氣筒、煙突、兩押、木口隠又ハ炊事場、流場若ハ風呂場ノ羽目張若ハ床張ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

- 一、工作物ノ位置
- 二、工作物ノ用途
- 三、築造ヲ必要トスル事由
- 四、構造ノ種別
- 五、設計及工事計畫ノ概要
- 六、建築物ナルトキハ其ノ高サ階數及各階ノ面積

七、構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ種類及數量又ハ薄鋼板ノ使用數量

八、工事著手及竣工ノ豫定期

九、請負人アルトキハ請負人ノ氏名名稱

第三條 前條第一號、第二號、第四號、第六號及第七號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第四條 地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第五條 第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第六條 第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ承繼人ヲ含ム）其ノ用途ヲ其ノ竣工後一年以内ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ承繼人ヲ含ム）其ノ用途ヲ其ノ竣工後一年以内ニ同條ノ許可ヲ要スル他ノ工作物ノ用途ニ變更セントスルトキ亦同ジ

第七條 第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ヲ築造セントスル者ハ工事ノ著手前第二條各號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

附 則 (昭和十二年商工省令第二十四號分省略)

附 則 (昭和十三年商工省令第五十七號分)

本令ハ昭和十三年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ工事中ノ工作物ハ第一條ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ本令施行ノ日ヨリ二週間以内ニ當該工作物ニ付第二條各號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ヅルコトヲ要ス
第六條ノ規定ハ従前ノ第一條但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ承繼人ヲ含ム）ガ其ノ用途ヲ其ノ竣工後一年以内ニ第一條ノ許可ヲ要スル他ノ工作物ノ用途ニ變更セントスル場合ニ之ヲ準用ス

鐵鋼工作物築造許可規則ニ依リ許可ヲ

要セザル工作物ノ種類指定

(昭和十三年七月十一日
商工省告示第一八七號)

鐵鋼工作物築造許可規則第一條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ要セサル工作物ノ種類左ノ通指定ス
左ニ掲グル事業ノ用ニ供スル製鍊場、選鍊場、工場、鐵塔、索道、岸壁、棧橋、起重機、タンク、倉庫給
水設備、排水設備其ノ他之ニ準スル工作物

- 一、採鑛業竝ニ金屬製鍊業及製鐵業（普通鋼材製造業ニシテ製鋼又ハ壓延ノ設備ノミヲ以テ營ムモノヲ除ク）
- 二、輕合金又ハ可鍛、鐵鑄物ノ製造業
- 三、工作機械器具（製材及木工機械ヲ除ク）又ハ同部分品若同附屬品ノ製造業
- 四、兵器又ハ同部分品若ハ同附屬品ノ製造業
- 五、人造石油（頁岩油ヲ含ム）又ハ代用液體燃料ノ製造業及石油精製業
- 六、石油輸入業

兵商第四八六九號ノ一

昭和十三年七月二十一日

經 濟 部 長
警 察 部 長

各 市 町 村 長 殿
各 警 察 署 長 殿

鐵鋼工作物築造許可規則改正ノ件

最近ニ於ケル鐵鋼需給ノ現状竝ニ鐵鋼配給統制ノ強化ノ須要ニ鑑ミ之ガ消費ノ徹底ヲ圖ル爲曩ニ公布施行
相成候鐵鋼工作物築造許可規則ハ昭和十三年七月十一日商工省令第五十七號ヲ以テ改正公布（同日附官報登
載相成候ニ付テハ左記事項特ニ御留意ノ上貴管内ニ於テ鐵鋼工作物ヲ築造セントスル者等ニ對シ之ガ手續
上萬遺漏無キヲ期セラル、ト共ニ同規則ニ依ル許可申請又ハ届出手續ヲ怠ラザル様充分御示達相成度依命
此段及通牒候也

記

一、改正鐵鋼工作物築造許可規則（以下單ニ規則ト稱ス）ニヨリ知事ニ提出スベキ許可申請又ハ届書ハ正

副二通ヲ提出スルコト

- 二、當該工作物ノ築造ニ關シ臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ主務大臣ノ許可又ハ認可ヲ受ケタル者ハ之等許可申請書及許可證ノ寫ヲ添附スルコト
- 三、公共團體、同規則ニ依ル許可申請ヲナス場合ハ鐵鋼配給統制ノ關係上當該工作物ニ使用スベキ鐵鋼割當範圍内タルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコト
- 四、電氣事業、瓦斯事業、鐵道業其ノ他商工大臣ノ指定シタル團體（昭和十三年六月二十九日附官報登載商工省告示第百六十八號）加入者ニシテ同規則ニ依ル許可申請ヲナス場合ハ前項ニ準ジテ之ヲ爲スコト
- 五、規則第一條第一項但書規定ノ許可ヲ要セザル工作物（昭和十三年七月十一日附官報登載商工省告示第百八十七號）トハ商工大臣ノ指定スル事業直接ノ用ニ供スル工作物ニシテ之ガ附屬事務所竝ニ營業所等ハ含マザルコト
- 六、規則第一條第二項ノ薄鋼板（金屬ヲ鍍シタルモノヲ含ム）トハトタン板ブリキ板等ヲ含ムモノト解スルコト
- 七、規則第一條第二項但書ノ箇所ニ薄鋼板使用ニツイテハ第二條第一號第二號第三號第七號ノ該當事項記載ノ上届書一通提出スルコト
- 八、規則第二條第二號ノ用途ハ臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準ニ掲グル事業別同事業内ニ於ケル

用途（例ヘバ何々製造工場）別ニ記載スルコト

- 九、規則第二條第四號ノ構造ノ種別ハ規則第一條ニ掲グル構造ノ種別ト爲シ且薄鋼板使用ノ場合ハ之ガ使用箇所添付設計圖面ニ着色明示スルコト
- 十、規則第二條第五號ノ設計及工事計畫ノ概要ニハ工作物ノ配置圖等當該工作物ニ關聯アル設計圖面ヲ添付スルコト
- 十一、規則第二條第七號規定構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ種類ハ鐵筋材料及鐵骨材料ニ分チ薄鋼板ヲ使用スルトキハ之ガ種類（例ヘバトタン板、ブリキ板等）別ニ記載スルコト
- 十二、前項使用數量記載スルトキハ鐵鋼材ニアリテハ「噸」ニテ記載シ薄鋼板ニアリテハ「匹」單位ニテ記載スルコト

商工省令第六十號

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ工作機械供給制限規則左ノ通定ム

昭和十三年七月二十日

商工大臣 池田 成彬

工作機械供給制限規則

第一條 本則ニ於テ工作機械トハ切削研磨用ノ金屬工作機械ヲ謂フ

第二條 設備タル工作機械三十台以上ヲ備フル工作機械製造業者（以下工作機械製造業者ト稱ス）ハ兵器又ハ其ノ部分品ヲ製造スル者以外ノ者ニ對シ工作機械ヲ供給（本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ）スルコトヲ得ズ 但シ左ニ掲グル物品若ハ其ノ部分品ヲ製造スル者ニ對シ供給スル場合輸出スル場合（輸出用トシテ輸出業者ニ對シ供給スル場合ヲ含ム）又ハ特別ノ事情アル場合ニ於テ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一、工作機械

二、自動車

三、鐵道車輛

四、鋼船

- 五、鑛山用機械
- 六、製鐵用機械
- 七、大型原動機又ハ大型電氣機械
- 八、球軸受又ハコロ軸受
- 九、工 具

七六

第三條 工作機械製造業者前條但書ノ認可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一、品 名
- 二、供給數量及價額
- 三、供給先及供給先ニ於テ當該工作機械ヲ使用シテ製造スル物品
- 四、納 期
- 五、供給ヲ必要トスル事由

前項ノ許可申請書ニハ供給ヲ受ケントスル者連署スベシ

第四條 兵器又ハ其ノ部分品ヲ製造スル者工作機械製造業者ヨリ工作機械ノ供給ヲ受ケントスルトキハ工作機械製造業者ニ對シ當該工作機械ヲ使用シテ兵器又ハ其ノ部分品ヲ製造スルモノナルコトヲ證スル書

面ヲ交附スベシ

第五條 工作機械製造業者ヨリ工作機械ノ供給ヲ受ケタル者ハ當該工作機械ヲ轉賣シ又ハ兵器若ハ其ノ部分品ノ製造以外ノ用途ニ轉用スルコトヲ得ズ 但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一、轉賣シ又ハ轉用セントスル工作機械ノ品名及數量
- 二、轉賣先及轉賣先ニ於ケル用途又ハ轉用セントスル用途
- 三、轉賣又ハ轉用ヲ必要トスル事由

第七條 工作機械製造業者ハ毎月十五日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一、前月ノ製造數量及價額（機種別ニ記載スベシ）
- 二、前月ノ供給數量及價額（機種別及供給先別ニ記載シ且各供給先ニ付當該工作機械ヲ使用シテ製造スル物品ヲ記載スベシ）
- 三、翌月ノ製造豫定數量及價額（機種別ニ記載スベシ）
- 四、翌月ノ供給豫定數量及價額（機種別及供給先別ニ記載シ且各供給先ニ付當該工作機械ヲ使用シテ製

七七

造スル物品ヲ記載スベシ

附

則

七八

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五條ノ規定ハ本則施行前ニ供給ヲ受ケタル工作機械ニ付テハ之ヲ適用セズ

非鐵金屬の部

銅使制限規則

(昭和十二年十一月六日商工省令第二十八號
昭和十三年四月廿三日商工省令第十八號
昭和十三年八月一日商工省令第七十三號改正)

第一條 本則ニ於テ銅合金トハ黃銅(真鍮)、青銅(砲金ヲ含ム)、洋銀(洋白)、四分之一(臙銀)、白銅及赤銅ヲ謂フ

第二條 銅(屑及故ヲ含ム以下同ジ)又ハ銅合金(屑及故ヲ含ム以下同ジ)ハ之ヲ建築物ノ門、柵、屋根、庇、水切、雨押、木口隠、樋、化粧張(羽目張、下見張及扶壁ヲ含ム)、煙突、排氣筒、柵、扉、蹴板、押板、破損止金物(保護金物)、方立、コーナービード、仕切用金物(カウンスクリンヲ含ム)、手摺、格子、止止、目地、炊事臺(調理臺ヲ含ム)、流場(流臺ヲ含ム)又ハ柱、壁、天井、庇廻シ等ノ裝飾金物(グリルヲ含ム)トシテ使用スルコトヲ得ズ 但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ提出スベシ

一 銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量(前條ニ規定スル用途別ニ記載スベシ)

二 銅又ハ銅合金ヲ使用セントスル事由

三 建築物ノ位置

四 建築物ノ用途

五 建築物ヲ建築スル場合ニ在リテハ工事著手及竣工ノ豫定時期

六 請負人アルトキハ請負人ノ氏名名稱

第四條 銅又ハ銅合金ハ之ヲ商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ニシテ輸出品（關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ）又ハ其ノ部分品ニ非ザルモノノ製造（加工ヲ含ム以下同ジ）ニ使用スルコトヲ得ズ 但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ存ラズ

一 法令ニ依リ製造ヲ要スルモノノ製造ニ使用スルトキ

二 學術研究、試験又ハ標本ノ用ニ供スルモノノ製造ニ使用スルトキ

三 美術展覽會ノ出品物ノ製造ニ使用スルトキ

四 鍍金用又ハ箔紙粉若ハ液トシテ使用スルトキ

第五條 前但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 製造スル物品ノ名稱及數量

二 銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量

三 銅又ハ銅合金ヲ使用セントスル事由

第六條 輸出品又ハ其ノ部分品トシテ銅又ハ銅合金ヲ使用シテ第四條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ヲ製造セントスル者ハ豫メ左ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

一 製造工場ノ名稱及所在地

二 製造スル物品ノ名稱及數量

三 銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量

四 製造スル物品ノ相手方別販賣豫定數量

第七條 第四條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ニシテ輸出品又ハ其ノ部分品トシテ銅又ハ銅合金ヲ使用シテ製造シタルモノヲ讓受ケタル者ハ之ヲ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲販賣スルコトヲ得ズ 但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本則ハ昭和十三年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本則公布ノ際現ニ第二條ノ規定ニ依リ新ニ制限ヲ受クルニ至リタル用途ニ銅又ハ銅合金ヲ使用中ノ者ニハ其ノ使用ニ付本則第二條ノ規定ヲ適用セズ 但シ本則施行ノ日ヨリ一週間以内ニ第三條ニ掲グル事項ヲ地

方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ニ届出ヅルコトヲ要ス
 従前ノ第四條ノ規定ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル者本則施行ノ日ノ前日迄ニ當該物品又ハ部分品ノ製
 造ヲ完了セザルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

●商工省告示第二百二十七號

銅使用制限規則第四條ノ規定ニ依リ左ノ通物品ヲ指定シ昭和十三年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年八月一日

商工大臣 池田成彬

- | | | | | | |
|--------------------|-------------------|---------|---------|---------------|--------------------------------|
| アイロン | 油濾シ | 鉛筆箱 | 置時計 | 靴金具（蝶番及錠前ヲ除ク） | カフスボタン |
| 安剃刀及同容器 | 椅子 | 置物 | 桶、鹽類ノ箍 | 書紙 | 釜 |
| 犬用金具 | 印形 | 押板 | 帶留 | 慕口金具 | 髮飾品 |
| 印形入レ | インク入レ（インクスタンドヲ含ム） | オペラグラス | カーテン金具 | 紙挾 | 蚊張釣手 |
| 打掛 | 腕時計バンド | 角砂糖挾 | カードリング | 蚊遣器 | カラー止 |
| 腕輪 | 繪具容器 | 樂譜臺 | カクテルセット | 傘立 | カラーボタン |
| エレベーター（工鑛業用ノモノヲ除ク） | 煙突 | 飾棚 | 菓子型 | 菓子製造器 | 皮剝器 |
| 鉛筆金具 | 鉛筆削リ | 菓子器 | 菓子製造器 | 菓子製造器 | 喫煙用具（煙管、パイプ、ライター、灰皿、シガレットケース等） |
| | | 家庭用懐中電燈 | 家庭用冷蔵庫 | 家庭用冷蔵庫 | 急須 |

- | | | | | | |
|-----------------------------|---------------------|-----------------|---------------|-------------------|-----------------|
| 觀賞用魚類容器 | 看板 | 氷挾 | 香爐 | 書類入籠 | 如露 |
| 鏡臺金具 | 金庫（手提金庫ヲ含ム） | コップ、茶碗類並ニ同蓋、袴及臺 | 鍍（工鑛業用ノモノヲ除ク） | 炊事臺（調理臺ヲ含ム） | 炊事用ポール |
| 空氣銃 | 鎖（工鑛漁業及船舶用ノモノヲ除ク） | 五徳 | 子供乗物 | スキッチボード | 水筒 |
| 屑入レ | 藥玉裝飾金具 | コハゼ | 御飯蒸器 | コンバクト | 硯水入レ |
| 果物容器 | 靴下止金具 | ゴルフ用具 | 皿 | 仕切用金物（カウンスクリンヲ含ム） | ステッキ金具 |
| 靴篋 | 頸飾 | 盃 | 絞タオル入レ | 絞タオル入レ | ストロー立 |
| クリップ類 | 化粧品又ハ化粧用具ノ容器（口金ヲ含ム） | 自轉車立 | 寫真機用三脚 | 寫真機用三脚 | ズボン吊金具 |
| 下駄又ハ草履ノ裏金 | 蹴板 | シヤープペンシル（機構鉛筆） | 寫真立 | 十能（臺十能ヲ含ム） | 清涼櫃 |
| 建築物ノ柱、壁天井、庇廻シ等ノ裝飾金物（グリルヲ含ム） | コーナード | 賞牌 | 漏斗 | 賞差 | 扇風器（工鑛業用ノモノヲ除ク） |
| コーヒー沸シ格子及パンチン | 廣告用文字 | 商品陳列器具 | 賞牌 | 賞差 | 業用ノモノヲ除ク） |
| グメタル（レヂスターヲ除ク） | 香水吹金具 | 食器棚金具 | 食卓 | 燭臺 | 袖丸ミ |
| 交通標識銀 | 氷入器 | 食卓 | 食卓 | 書狀計 | 大根等ノ下金 |

卓上呼鈴
 簞笥、衣裳入箱、
 衣紋掛、本箱、引
 出箱、茶棚、机等
 ノ金具（蝶番及
 錠前ヲ除ク）
 暖房具前飾金物
 茶濾シ入レ
 茶托
 茶道用風爐釜
 提灯金具
 貯金箱
 散蓮華
 吊下洗器
 電気炬燵
 電気七輪
 トースター

王子燒器
 痰壺
 蓄音器
 茶零シ
 茶壺
 茶焙ジ
 帳面（ルーズリ
 ーフノート及ス
 プリングノート
 ヲ含ム）金具
 塵取
 圖畫用水筒及油
 壺
 手提袋金具
 電気座蒲團
 電気掃除器
 ドアクローザー
 ンデ

電気足温器
 樋受金物
 銅壺及柄杓入
 燈籠
 登山用アルコー
 ルタンク
 トランク類金具
 （蝶番及錠前ヲ
 除ク）
 泥拭器
 流臺
 鍋
 ネームプレート
 コーシヨンプレ
 ート、標札類
 ネクタイ止
 灰搔
 蠅叩キ

天火
 トイレットペー
 バイホルダー
 銅像（胸像ヲ含
 ム）及銅碑
 登山用アルコー
 ル焜爐
 扉
 鳥籠
 ナイフ（ペンナ
 イフ及バターナ
 イフヲ含ム）
 ナフキンリンダ
 肉池
 ネクタイピン
 灰落シ
 排氣筒
 蠅張

灰篩
 破損止金物（保
 護金物）
 パター、ジャム、
 砂糖、ミルク等
 ノ容器
 バレット
 バン立
 引手及把手
 柄杓（レードル
 ヲ含ム）
 火熨斗
 火鉢
 紐掛
 日除金具
 風鈴
 ブックベルト金
 具
 筆立（ペン立ヲ
 含ム）及筆架
 プローチ

バケツ
 パニテイケース
 齒刷子入レ
 盤景用具類
 ハンドバツク
 髭剃用コップ
 美錠
 火箸
 被服用バンド
 表示板掲装具
 フインガーポー
 ル
 フォーク
 筆洗
 布帛掛
 風呂桶及風呂釜

文鎮
 ヘヤードライヤ
 塀
 ベン皿
 ホールスタンド
 帽子、額縁等ノ
 掛金具
 ボタン（スナツ
 プヲ除ク）
 本立
 魔法瓶
 水差
 名刺、傳票等ノ
 刺器
 メニエ立
 持送り（棚受ケ
 ヲ含ム）
 門
 燒網

ペーパーナイフ
 篋
 ヘヤーアイロン
 ベン軸裝飾金具
 簪
 庖丁
 盆
 窓開閉調整器
 萬年筆金具（ペ
 ン先ヲ除ク）
 耳飾
 目地
 メモ挾
 物干器
 藥罐
 藥味入及藥味立

矢立
 遊戲用ポート
 床磨器
 湯沸器
 揚枝入
 ラヂエーター及
 同カパー
 蠟燭立（神佛用
 ノモノヲ除ク）

矢筈
 郵便受口
 指輪
 洋傘裝飾金具
 洋服掛
 欄子

兵商第六三三六號

昭和十三年八月十二日

經濟部
警察部長

各市町村長殿
各警察署長殿

銅使用制限規則改正ノ件

最近ニ於ケル銅需給ノ現状ニ鑑ミ曩ニ公布施行相成候銅使用制限規則ハ昭和十三年八月一日附ヲ以テ改正規則公布、同月十五日ヨリ施行相成候ニ付テハ之ガ運用竝ニ許可申請手續等左記ノ通相定メ候條貴部内當業者竝ニ關係方面ヘ周知徹底セシメ夫々手續履踐方御示達相成度依命此段及通牒候也

記

- 一、本則第一條ニ掲グル黃銅ニハネーバル黃銅、鉛黃銅、マンガン黃銅等ノ特殊黃銅ヲ含ミ燐青銅ニハアルミニウム青銅、マンガン青銅等ノ特殊青銅ヲ含ム
- 二、本則第二條ニ掲グル建築物トハ高層建築物、工場、倉庫、店舗、學校、集會場、演藝場、旅館、病院、市場、屠場、火葬場、住宅、別莊等及之等ニ附隨スル門、障扉等ノ外鳥居、記念塔、假設建築物

(博覽會建築物、飾門、飾塔等)ヲ指稱ス、樋ニハ蛇腹樋、谷樋、流樋、鮫鱈等ヲ含ム
化粧張ニハ屋外用ノ羽目張、下見張、扶壁等及屋内用ノ浴場内炊事場内等ニ張附クルモノヲ含ム
枠トハ窓枠、出入口枠及額縁ヲ指稱ス

扉ニハ扉及其ノ把手、破損止及裝飾金物等ヲ含ミ錠前、蝶番、上ゲ落シハ之ヲ含マザルモノトス
流場ニハ炊事流シ場ノ外洗面場、洗濯場、浴場等ノ流シ場ヲ含ム

三、本則施行ノ際現ニ工事中ノ建築物ニシテ第二條ノ門、柵、雨押、木口隠蹴板、押板、破損止金物(保護金物)、方立、コーナービード、仕切用金物目地、炊事臺(調理臺ヲ含ム)、流場又ハ裝飾用(柱、壁天井、庇廻等ノ裝飾)トシテ銅又ハ銅合金ヲ使用スル豫定ニシテ既ニ之等用途ニ使用スル爲加工ヲ了シタルモノハ其ノ旨記載シテ八月二十五日迄ニ許可申請セシムルコト

四、從來銅又ハ銅合金ヲ使用シ居リタル屋根、庇、水切、雨押、木口隠樋、化粧張、煙突、排氣筒ノ一部修覆ニ銅又ハ銅合金ヲ使用セントスルトキハ其ノ旨許可申請書ニ明記スルコト

五、本則第四條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル物品ニ付テハ左ノ通り了知相成度

イ、アイロン、鍍、湯沸器等ニハ電氣用及瓦斯用ノモノヲ含ム

ロ、打掛トハ錠前ノ一種ナリ

ハ、鉛筆金具トハ消ゴム、紐等ヲ取付タル部分ヲ指稱ス

ニ、菓子型トハアイスクリーム、ゼリー等ノ型器ヲ指稱ス

ホ、菓子製造器ニハ營業用ノモノヲ含ム

ヘ、髪飾品ニハヘアピン(裝飾附ノモノヲ除ク)等ノ結髪必需品ヲ除ク

ト、蚊帳釣手ニハ蚊帳ニ附屬セル環ヲモ含ム

チ、格子及バンチングメタルニ付テハ窓、風窓、船舶用其ノ他用途ノ何タルヲ問ハザルコト

リ、炊事用ポールトハ炊事用ノ半球形ノ鉢物ヲ指稱ス

ス、船舶用燈火管制用、耐濕耐爆用及特殊照明用(航空標識用、航路標識用、醫療用及神佛用)以外

ノ照明器具及附屬品(通電部分、無裝飾ホルダー部分及反射鏡部分ヲ除ク)トハシヤンデリヤ、プラケット、ペンダット、シーリングライト、スタンド、柱上燈等及之等ノシェードグロブ等一切

ニ付裝飾部分ハ勿論不必要部分ヲ指稱シ通電部分(ソケットノ内側、コード及スイッチ)裝飾ヲ附セザルホルダーノ部分(笠及外球支持部、フレンヂ部並ニ連結部ヲ含ム)及反射鏡部分(自動車ノ

ヘッドライト等)ヲ除ク

ル、散蓮華トハ匙ノ一種ナリ

ヲ、トースタートハ食パン焼器ヲ指稱ス

ワ、ドアークローザー及フロアヒンデトハドア自動扉開閉器ニシテ前者ハ扉上部ニ取付ケ後者ハ

床仕込ノモノナリ

カ、表示板掲装具トハ看板、名札類ノ吊下或ハ受金具ヲ指稱ス

ヨ、ホールスタンドトハホール用其ノ他ノ帽子掛臺、傘臺或ハ之等ヲ組合セタルモノヲ指稱ス

タ、窓開閉調整器トハ洋窓向ノ開扉ノ開閉ヲ調節スル器具ヲ指稱ス

レ、目地トハ床張ノコンクリート、大理石等ノ継目ニ挿入スルモノヲ指稱ス

ソ、遊戯用ポルトトハ遊園地、海水浴場等ノ所謂ポルトヲ指稱ス

六、本則第四條規定ノ商工大臣指定物品ヲ製造スルタメ銅、銅合金ヲ使用セントスルモノハ八月十五日

現在ノ手持材料ヲ届出シムコト

七、本則ニ依ル申請及届出ハ總テ所轄警察署ヲ經由セシムルコト

八、申請様式ハ左ニ依ルコト

(第一號様式)

昭和 年 月 日

住 所

氏

名 印

兵庫縣知事

殿

銅使用制限規則第二條ニ依ル許可申請書

何々(建築物ノ名稱)ノ何(屋根、庇、等ノ種別)ニ銅(又ハ銅合金)使用致度ニ付御許可相成度左記事項ヲ具シ此段及申請候也

記

一、銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量

二、銅又ハ銅合金ヲ使用セントスル事由

三、建築物ノ位置

四、建築物ノ用途

五、工事着手及竣工豫定期

六、請負人ノ住所氏名又ハ名稱

備考

一、規則第二條ニ規定スル用途別ニ記載スルコト

二、設計圖面ヲ添付スルコト

(第二號様式)

昭和 年 月 日

兵庫縣知事 殿

銅使用制限規則第四條ニ依ル許可申請書

何々又ハ何々部分品製造ノ爲銅(又ハ銅合金)使用致度候條御許可相成度左記事項ヲ具シ此段及申請候也

記

- 一、製造スル物品ノ名稱及數量
- 二、銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量
- 三、銅又ハ銅合金ヲ使用セントスル事由

備考

- 一、製造スル物品ノ名稱ノ異ナル毎ニ數量ヲ記載スルコト

(第三號様式)

昭和 年 月 日

住 所

氏

名 印

兵庫縣知事 殿

銅使用制限規則第六條ニ依ル届書

輸出品又ハ其ノ部分品トシテ何々ヲ製造致度候條左記事項ヲ具シ此段及御届候也

記

- 一、製造工場ノ名稱及所在地
- 二、製造スル物品ノ名稱及數量
- 三、銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量
- 四、製造スル物品ノ相手方別販賣豫定數量

備考

- 一、製造スル物品ノ名稱及數量ハ規則第四條規定ノ商工大臣指定物品別ニ數量ヲ掲記スルコト
- 二、輸出品タルコトヲ證スル書面添付スルコト
- 三、相手方別販賣數量ニハ販賣先ノ住所、氏名、商號、ヲモ掲記スルコト

(第四號様式)

昭和 年 月 日

住 所

氏

名 印

兵庫縣知事 殿

銅使用制限規則第七條ニ依ル許可申請書

左記物品又ハ部分品國內消費ニ充ツル爲販賣致度候條御許可相成度事情ヲ具シ此段及申請候也

記

- 一、販賣セントスル物品ノ名稱及數量
 - 二、製造業者又ハ購入先ノ住所、氏名、商號
 - 三、輸出不能トナリタル事情
 - 四、國內消費ニ充テントスル事由
- 備考
- 一、輸出不能ヲ立證スベキ書類添付スルコト

兵商第七〇七一號

昭和十三年八月二十七日

經濟部 警察部長

各市町村長
各警察署長 宛

銅使用制限規則ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ昭和十三年八月十二日附ヲ以テ通牒致置候モノノ外尙左記事項御了知ノ上一搬周知方徹底セシムル様御取計相成度依命此段及通牒候也

記

- 一、昭和十三年八月十二日附通牒銅使用制限規則改正ノ件ノ(三)ノ中「八月二十五日迄」トアルヲ「九月二十五日迄」ニ改ムルコト
- 二、第四條ニ於テ「物品又ハ其ノ部分品……製造」トアル場合ノ部分品トハ例之被服用ノバンドノパツクル、蓄音機ノサウンドボックス等ノ如ク夫々被服用バンド及蓄音機ノ部分品トシテモ一個ノ完成品トシテ一般消費者ガ購入スルモノヲ謂ヒ此ノ場合ハ部分品タルパツクル若ハサウンドボックスノミノ製造ヲ

昭和十三年八月十四日迄認めル趣旨ナリ之ニ反シシャープペンシルノ場合ニ在リテハ之ヲ構成シ居ル數個ノ金屬片ノ如キハ各部分品ノミニシテハ一般消費ノ對象トナラザルモノナルヲ以テ八月十四日迄ニ部分品ノミヲ製造シテ八月十五日以後ニ之ヲ組立ツルハ本則施行後ニ於テシャープペンシルヲ製造スルコトトナリ本則ノ制限ニ該當スルモノナリ、換言スレバシャープペンシルノ如キ場合ハ八月十四日迄ニ完成品ニ仕上ゲザリシモノハ總テ製造ヲ打切ルコトヲ要スル趣旨ナリ。但シ告示（昭和十三年八月一日附官報參照）ニ於テ例之鉛筆金具、桶、鹽類ノ類、萬年筆金具等部分品タル金具ノミヲ指定シタルモノニ付テハ該金具ノミノ製造ガ八月十四日迄認めラレ之ヲ取付ケタル鉛筆、桶、鹽類、萬年筆等ノ完成品トナスコトヲ要セズ（鉛筆金具ハ八月十四日迄ニ製造ヲ爲シ十五日以後ニ於テ之ヲ鉛筆ニ取付クルモ差支ナシ）

三、昭和十三年商工省告示第二百二十七號（同年八月一日官報參照）ニ指定シタル物品又ハ其ノ部分品ノ半製品（組立テ成シ居ラザル部分品或ハ他ノ用途ニ轉用シ得ザル程度ニ切斷等ノ加工ヲ爲シタルモノ）ノ仕上ヲ八月十四日迄ニ完了シ得ス且輸出向等ノ製造ニ轉用セシムルコト困難ナルトキハ轉業上ノ便宜ヲ考慮シ、右手特製品ヲ使用シテ仕上ヲ爲サントスル場合ニ限り製造許可ヲ申請セシムルコト

四、本則第六條ノ輸出品ノ製造届ニハ豫メ註文生産ナルヤ見込生産ナルヤヲ明ラカナラシメ置キ之カ製品ノ内地ヘノ流入ヲ防止スル爲事後ニ於テ輸出ノ事實ヲ證明スル書面（輸出免狀ノ原本若ハ寫又ハ船荷證

券ノ原本）ヲ提出セシムル等ノ措置ヲ講ズルコト貿易商ヲ經由シテ輸出スル場合ニモ製造業者ヲシテ右ノ書面ヲ提出セシムルコト（之カ爲製造業者カ貿易商ニ製品ヲ販賣スル場合ニハ其ノ貿易商ヨリ右ノ書面ノ交附ヲ受クル様指示相成度）

五、輸出品ノ試作品又ハ見本等ノ製作ニ付テハ申請様式（昭和十三年八月十二日縣報登載）第三號ニ準ジテ届出セシムルコト

六、本則第四條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル物品ニ付テハ左ノ通り了知相成度

イ、印形ニハ廻轉印、廻轉日附印、自働認印其ノ他ノゴム印ヲ除ク

ロ、スキツチボードニハフラツシユプレート（壁等ニ取付ケタルスキツチノ座金）ヲ含ミ通電部分ヲ除ク

ハ、オベクグラストハ小型雙眼鏡及特殊型ノ所謂オペラグラスヲ謂ヒ其ノ範圍ハ高サ雙眼鏡ノ上下レン

ズハ一般ニ伸縮スルモノナルカソレヲ最小ニ縮メタル場合ノ高サ）五十ミリ以下ニシテ且ツ實倍率二

倍以下ノモノヲ指稱ス之等ノモノハ普通最高小賣價格大體十二、三圓見當ナリ

商工省令第五十一號

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ鉛、亞鉛、錫等使用制限規則左ノ通定ム

昭和十三年七月九日

商工大臣 池田 成彬

鉛、亞鉛、錫等使用制限規則

第一條 鉛、亞鉛、錫若ハアンチモン又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用シテ製造シタル箔、紙又ハチユーブハ之ヲ齒磨、化粧品又ハ飲食料品ニシテ輸出品（關東州、滿州國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ）ニ非ザルモノノ包裝ニ使用スルコトヲ得ズ 但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一、使用スル箔、紙又ハチユーブノ種類及數量

二、箔、紙又ハチユーブノ用途

三、箔、紙又ハチユーブヲ使用セントスル事由

第三條 鉛、亞鉛、錫、アンチモン若ハニッケル又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金（銅使用制限規則ノ適用

ヲ受クル銅合金ヲ除クハ之ヲ左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ニシテ輸出品ニ非ザルモノノ製造ニ使用
スルコトヲ得ズ 但シ亞鉛メッキ用、錫メッキ用又ハハンドトシテ使用スル場合及地方長官ノ許可ヲ受
ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一、茶器、酒器、菓子器其ノ他ノ飲食用器具
- 二、鍋、釜、湯沸其ノ他ノ厨房用器具
- 三、火鉢、帽子掛、飾棚、飾臺、其ノ他ノ家具什器
- 四、手摺、把手、蝶番其ノ他ノ建築用附屬金具
- 五、置物、花器、賞盃、函物、其ノ他ノ美術裝飾品
- 六、煙草セット、シガレットケース、灰皿其ノ他ノ喫煙用器具
- 七、ハンドバツク、化粧用具、化粧品容器其ノ他ノ身廻用品
- 八、髪飾、帶止、ブローチ、紐釦其ノ他ノ裝身具又ハ被服附屬金具
- 九、文鎮、インクスタンド、紙切其ノ他ノ文房具
- 十、玩具

第四條 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出ス
ベシ

一、製造スル物品ノ名稱及數量

二、鉛、亞鉛、錫、アンチモン、若ハニツケル又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ノ種類別使用數量

三、鉛、亞鉛、錫、アンチモン、若ハニツケル又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用セントスル事由

第五條 鉛、亞鉛、錫、アンチモン若ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用シテ製造シタル箱、紙若ハチユ

ーブヲ以テ輸出品トシテ包装シタル齒磨、化粧品若ハ飲食料品又ハ第三條各號ニ掲グル物品若ハ其ノ部
分品ニシテ輸出品トシテ鉛、亞鉛、錫、アンチモン、ニツケル若ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用シ
テ製造シタルモノヲ釀受ケタル者ハ之ヲ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲販
賣スルコトヲ得ズ 但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附

則

本則ハ昭和十三年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際現ニ齒磨、化粧品又ハ飲食料品ノ製造ヲ爲スヲ業トスル者ニハ本則施行ノ際現ニ有スル箱、
紙又ハチユーブヲ使用スル場合ニ限り第一條ノ規定ヲ適用セズ但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ輸出品
ニ非ザルモノニ付第二條各號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ツベシ

本則施行ノ際現ニ第三條各號ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ノ製造ヲ爲スヲ業トスル者ニハ本則施行ノ際現
ニ有スル鉛、亞鉛、錫、アンチモン若ハニツケル又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用スル場合ニ限り第

384
193

統制例規
(部の屬金鐵非及鐵)

昭和十三年九月十日印刷
昭和十三年九月十五日發行

編輯者	神戸市技師	清	三
印刷者	神戸市神戶區花隈町三二二	松井梅藏	
印刷所	神戸市神戶區花隈町三二二	松井印刷所	
發行所	神戸市工業組合聯合委員會	神戸市兵庫區新在家地先 神戸市中央卸賣市場内	

三條ノ規定ヲ適用セズ 但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ輸出品ニ非ザルモノニ付第四條各號ニ掲グル
事項ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

終